

官報

号外 昭和五十三年六月二日

○第八十四回 衆議院會議録 第三十五号

昭和五十三年六月二日(金曜日)

議事日程 第三十四号

昭和五十三年六月二日

午後一時開議

- 第一 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出)
- 第三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)
- 第五 農産種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

元日本社会党中央執行委員長元民社党最高顧問
前議員片山哲君逝去につき弔詞を贈呈することとし、弔詞は議長に一任するの件(議長発議)

議員請暇の件

- 日程第一 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号

元日本社会党中央執行委員長元民社党最高顧問前議員片山哲君逝去につき弔詞贈呈の件 議員請暇の件 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案外一案

を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

日程第五 農産種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議
○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

弔詞贈呈の件

○議長(保利茂君) お諮りいたします。
元日本社会党中央執行委員長、元民社党最高顧問、前議員片山哲君は、去る五月三十日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませ

つきましては、同君に対し、弔詞を贈呈いたしたいと存じます。弔詞は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
弔詞を朗読いたします。
〔総員起立〕

元日本社会党中央執行委員長元民社党最高顧問前衆議院議員從二位勲一等片山哲君は多年憲政のために尽力し、さきに日本国憲法下初の内閣総理大臣の重責をにない、戦後の多難な国民生活の安定に力をいたされ、また終始平和の確保に心魂を傾け、民主政治の進展に貢献されましたその功績はまことに偉大であります。
衆議院は君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。
この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

議員請暇の件

○議長(保利茂君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。
佐藤頼樹君から、海外旅行のため、六月六日から十六日まで十一日間、請暇の申し出があり、これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

- 日程第一 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案、日程第二、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。内閣委員長始関伊平君。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○始関伊平君 ただいま議題となりました両法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
両法律案は、昭和四十八年九月の第三次公務員制度審議会の答申の趣旨にかんがみ、国家公務員及び地方公務員の制度につきまして、所要の措置を講じようとするものであります。

まず、両法律案の要旨を申し上げます。
国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案は、国家公務員法及び地方公務員法の管理職員等を定める規定を、労働組合法第二条の規定に準じて整備するとともに、職員団体の登録の取り消しは、裁判所へ出訴できる期間内及び訴訟係属中は効力を生じないものとし、公布の日から施行しようとするものであります。
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律

国家公務員

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案外一案 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

一三三

案は、国家公務員法または地方公務員法に規定する手続によつては、法人格を取得することができない職員団体等に対して、法人格を付与する制度を創設し、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行しようとするものであります。

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしました。三月二日稲村国務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月九日両法律案を一括して質疑に入り、慎重に審査を行い、五月三十日質疑を終了し、両法律案を一括して討論に入り、日本社会党の梅野委員及び日本共産党・革新共同の柴田委員から、それぞれ反対の意見が述べられました。これら審査の詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、採決いたしましたところ、両法律案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしました。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第三、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。公青対策並びに環境

保全特別委員長久保等君。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔久保等君登壇〕

○久保等君 たいだいま議題となりました鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案について、公青対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獣保護の充実、狩猟免許制度の改善等を図らうとするものであります。

その主な内容について申し上げますと、第一は、狩猟免許制度の改善でありまして、狩猟免許は、全国に効力を有するものとし、免許申請者の住所を管轄する都道府県知事が狩猟に関する適性、技能及び知識について行う狩猟免許試験に合格した者に与えるものとし、三年ごとに更新するものとしております。

第二は、登録制度の新設でありまして、免許取得者が狩猟を行うとする場合は、狩猟を行うとする場所を管轄する都道府県知事に申請して、所要の事項の登録を受けなければならないものとし、登録の有効期間は、原則として十月十五日から翌年四月十五日までとしております。

第三は、鳥獣保護の充実でありまして、鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれがある一定の行為について、許可を要するものとするのと同時に、鳥獣の輸入規制を強化するため、特定の鳥獣の輸入について、相手国に輸出証明の制度がある場合には、輸出証明書の添付を要するものとしております。

第四は、猟区制度の充実でありまして、国及び地方公共団体以外の者についても、環境庁長官の認可を受けて、猟区を設定することができるもの

としております。

本案は、去る四月二十一日参議院より送付され、同日本特別委員会に付託になり、二十五日に山田環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、以後慎重に審査を重ねてまいりましたが、五月三十日質疑を終了し、採決を行いましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案に対し、五項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

○議長(保利茂君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

日程第四 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第四、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を許します。公職選挙法改正に関する調査特別委員長久野忠治君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、去る五月三十一日公職選挙法改正に関する調査特別委員会において、全会一致をもって起草、提出いたしましたものであります。選挙に関する候補者の氏名を連呼して投票を勧誘する行為は、選挙民に対し直接に投票を勧誘するものであつて、その行為に従事した者は選挙運動員と認定し、これに報酬を支給することは現在認められておりません。

本案は、選挙の実情にかんがみまして、「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」についても一定額の報酬を支給することができるように改正しようとするものであります。

なお、ここで「専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」とは、選挙運動用自動車等の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者をいうものであります。

したがって、このような者が、一時的に停止した自動車等の周囲において演説を行うことがあつても、車上の選挙運動を本務として認められる場合は報酬を支給することができます。しかし、本来の選挙運動員が一次的に車上の選挙運動に従事した場合には報酬を支給することはできません。

本法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行しようとするものであります。何とぞ、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつ

て、本案は可決いたしました。

日程第五 農産種苗法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第五、農産種苗法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長中尾栄一君。

農産種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 たいま議題となりました農産種苗法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における種苗の生産流通事情の変化及び植物の品種の保護に関する国際的動向にかんがみ、植物の品種の育成者を保護する制度を整備する等のため、植物の品種についての登録制度等に関し、所要の規定を設けようとするもので、その主な内容は、

第一に、植物の新品種の育成者を保護するための登録の対象を現行法の農作物の種苗から農林水産植物の品種に拡大するとともに、これに伴い、題名を種苗法に改めること、

第二に、品種の育成者の保護について、現行法では優秀な新品種の種苗の名称を登録し、登録名称を使用してその種苗を販売する場合には、登録者の許諾を必要とすることとなっているのを、改正案では、品種そのものを登録し、登録品種の種苗を有償で譲渡する等の場合には、登録者の許諾を必要とするに改めること、

第三に、種苗の流通の適正化をさらに進めるため、新たに種苗自体の生産、調整、保管等について、

種苗業者等が遵守することが望ましい基準を定めて公表すること等であります。

委員会におきましては、四月二十七日中川農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月二十四日、三十日、三十一日及び六月一日の四回にわたり質疑を行い、特に五月二十四日には四名の参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を進めてまいりました。

かくて、六月一日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの共同提案により、指定種苗の検査についての法的根拠を明らかにするため、種苗の集取に関する現行法の規定を復活させることなどを内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

また、本案に対し、全会一致をもって附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

出席國務大臣 農林大臣 中川 一郎君

自治大臣 加藤 武徳君
國務大臣 稻村在四郎君
國務大臣 山田 久就君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る五月二十五日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めめるの件

日本国とパングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めめるの件

日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めめるの件

(議決通知)

一、去る五月二十五日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和五十年年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十年年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十年年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和五十年年度政府関係機関決算書

一、去る五月二十五日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和五十年年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十年年度国有財産無償貸付状況総計算書

(通知書受領)

一、去る五月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律

共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(政府委員退任)

一、去る五月二十六日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、二十六日付をもって宮内庁次長富田朝彦は宮内庁長官に、自治省財務局長山本悟は宮内庁次長に、自治省税務局長森岡徹は自治省財務局長兼自治省税務局長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、昨日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、昨日付をもって警察庁刑事局長鈴木貞は警察庁警備局長に、警察庁警備局長三井信は警察庁次長にそれぞれ任命され、また同日付をもって警察庁長官浅沼清太郎及び国土庁大都市圏整備局長国塚武平は退職したので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る五月三十日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

宮内庁次長 山本 悟

自治省財政局長兼 自治省税務局長 森岡 徹

昭和五十三年六月二日 衆議院会議録第三十五号

農産種苗法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

一三三三

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号 朗読を省略した議長長の報告

一、昨日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

- 警察庁長官 山本 鎮彦
- 警察庁警務局長 今泉 正隆
- 警察庁刑事局長 小林 朴
- 警察庁警備局長 鈴木 貞敏
- 国土庁大都市圏整備局長 堺 徳吾

(政府委員任命)

一、去る五月三十日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、三十日議長において承認した山本悟外一名を同日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、一日議長において承認した山本鎮彦外四名を同日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る五月二十六日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

- 理事 塚本 三郎君(理事大内啓伍君去る五月二十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 内閣委員
 - 辞任 田川 誠一君 補欠 中川 秀直君
 - 中川 秀直君 補欠 田川 誠一君
- 社会労働委員
 - 辞任 相沢 英之君 補欠 原 健三郎君
 - 原 健三郎君 補欠 相沢 英之君
- 逓信委員
 - 辞任 原 健三郎君 補欠 原田昇左右君

建設委員

- 原田昇左右君 補欠 原 健三郎君
- 辞任 中川 秀直君 補欠 田川 誠一君
- 田川 誠一君 補欠 中川 秀直君

大蔵委員

- 辞任 荒木 宏君 補欠 安田 純治君
- 永原 稔君 補欠 山口 敏夫君
- 安田 純治君 補欠 荒木 宏君
- 山口 敏夫君 補欠 永原 稔君

社会労働委員

- 井上 裕君 補欠 粕谷 茂君
- 粕谷 茂君 補欠 井上 裕君

商工委員

- 辞任 粕谷 茂君 補欠 佐々木義武君
- 安田 純治君 補欠 川俣健二郎君
- 佐々木義武君 補欠 荒木 宏君
- 川俣健二郎君 補欠 安田 純治君

予算委員

- 辞任 川俣健二郎君 補欠 波沢 利久君
- 波沢 利久君 補欠 川俣健二郎君

決算委員

- 辞任 山口 敏夫君 補欠 永原 稔君
- 山口 敏夫君 補欠 永原 稔君

内閣委員

- 辞任 小島 静馬君 補欠 中村 弘海君
- 玉生 孝久君 補欠 浜田 幸一君
- 中馬 辰猪君 補欠 橋本龍太郎君
- 塚原 俊平君 補欠 松永 光君
- 福田 一君 補欠 福島 謙二君
- 田邊 誠君 補欠 梅野 泰二君
- 春日 一幸君 補欠 渡辺 武三君
- 田川 誠一君 補欠 中川 秀直君
- 中村 弘海君 補欠 小島 静馬君
- 橋本龍太郎君 補欠 中馬 辰猪君
- 松永 光君 補欠 福島 謙二君
- 福島 謙二君 補欠 梅野 泰二君
- 梅野 泰二君 補欠 渡辺 武三君
- 渡辺 武三君 補欠 春日 一幸君
- 春日 一幸君 補欠 田川 誠一君

地方行政委員

- 辞任 中川 秀直君 補欠 田川 誠一君

法務委員

- 辞任 三池 信君 補欠 三池 信君
- 与謝野 馨君 補欠 与謝野 馨君

大蔵委員

- 辞任 高橋 高望君 補欠 春日 一幸君
- 春日 一幸君 補欠 高橋 高望君

社会労働委員

- 辞任 相沢 英之君 補欠 中馬 辰猪君
- 相沢 英之君 補欠 福田 一君
- 井上 裕君 補欠 相沢 英之君
- 中馬 辰猪君 補欠 福田 一君
- 福田 一君 補欠 井上 裕君

建設委員

- 辞任 中川 秀直君 補欠 田川 誠一君
- 田川 誠一君 補欠 中川 秀直君

大蔵委員

- 辞任 二見 伸明君 補欠 近江巳記夫君
- 近江巳記夫君 補欠 二見 伸明君

商工委員

- 辞任 松永 光君 補欠 原 健三郎君
- 長田 武士君 補欠 大野 潔君
- 原 健三郎君 補欠 松永 光君
- 大野 潔君 補欠 長田 武士君

逓信委員

- 辞任 原 健三郎君 補欠 原田昇左右君
- 大野 潔君 補欠 長田 武士君
- 原 健三郎君 補欠 原 健三郎君
- 長田 武士君 補欠 大野 潔君

決算委員

- 辞任 春日 重昭君 補欠 二見 伸明君
- 二見 伸明君 補欠 春日 重昭君

内閣委員

- 辞任 小島 静馬君 補欠 早川 崇君
- 関谷 勝嗣君 補欠 篠田 弘作君
- 春日 一幸君 補欠 吉田 之久君
- 柴田 睦夫君 補欠 三谷 秀治君
- 田川 誠一君 補欠 中川 秀直君
- 篠田 弘作君 補欠 関谷 勝嗣君
- 早川 崇君 補欠 小島 静馬君

吉田 之久君 春日 一幸君
 中川 秀直君 田川 誠一君

地方行政委員
 新任
 新村 勝雄君 安島 友義君
 三谷 秀治君 正森 成二君
 安島 友義君 新村 勝雄君
 正森 成二君 柴田 睦夫君

法務委員
 新任
 正森 成二君 柴田 睦夫君
 正森 成二君 柴田 睦夫君

外務委員
 新任
 川田 正則君 木村 武雄君
 中山 正暉君 前尾繁三郎君
 木村 武雄君 川田 正則君
 前尾繁三郎君 中山 正暉君

大蔵委員
 新任
 高橋 高望君 春日 一幸君
 永原 稔君 山口 敏夫君
 春日 一幸君 山口 敏夫君
 永原 稔君 山口 敏夫君

社会労働委員
 新任
 安島 友義君 新村 勝雄君
 新村 勝雄君 安島 友義君

農林水産委員
 新任
 木村 武雄君 加藤 紘一君
 久野 忠治君 葉梨 信行君
 前尾繁三郎君 中村 弘海君
 島田 琢郎君 上原 康助君
 武藤 山治君 上田 卓三君
 菊池福治郎君 中馬 弘毅君
 加藤 紘一君 木村 武雄君
 中村 弘海君 前尾繁三郎君

運輸委員
 新任
 中馬 弘毅君 菊池福治郎君
 中馬 弘毅君 菊池福治郎君

建設委員
 新任
 瓦 力君 久野 忠治君
 中川 秀直君 田川 誠一君
 久野 忠治君 瓦 力君
 田川 誠一君 中川 秀直君

決算委員
 新任
 藤田 弘作君 西田 司君
 早川 崇君 塩崎 潤君
 山口 敏夫君 永原 稔君
 塩崎 潤君 早川 崇君
 永原 稔君 山口 敏夫君

議院運営委員
 新任
 上田 卓三君 武藤 山治君
 山花 貞夫君 島田 琢郎君
 島田 琢郎君 山花 貞夫君
 武藤 山治君 上田 卓三君

(理事補欠選任)
 一、去る五月二十五日、科学技術振興対策特別委員
 員会において、次のとおり理事を補欠選任し
 た。
 理事 小宮山重四郎君(理事中村弘海君去
 る五月二十五日理事辞任につきそ
 の補欠)
 一、去る五月三十一日、公職選挙法改正に関する
 調査特別委員会において、次のとおり理事を補
 欠選任した。

理事 新村 勝雄君(理事山田芳治君去る
 三月二日委員辞任につきその補
 欠)
 (特別委員辞任及び補欠選任)
 一、去る五月三十日、議長において、次のとおり
 特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
 た。

公害対策並びに環境保全特別委員
 新任
 岩垂寿喜男君 小川 仁一君
 土井たか子君 川本 敏美君
 小川 仁一君 岩垂寿喜男君
 川本 敏美君 土井たか子君

公職選挙法改正に関する調査特別委員
 新任
 伊藤 茂君 木島喜兵衛君
 木島喜兵衛君 伊藤 茂君

科学技術振興対策特別委員
 新任
 宇野 宗佑君 萩原 幸雄君
 萩原 幸雄君 宇野 宗佑君

交通安全対策特別委員
 新任
 寺前 巖君 荒木 宏君
 伊藤 公介君 依田 実君
 荒木 宏君 寺前 巖君

依田 実君 伊藤 公介君
 (議案提出)
 一、去る五月二十六日、内閣から提出した議案は
 次のとおりである。
 健康保険法等の一部を改正する法律案
 一、去る五月三十一日、委員長及び議員から提出
 した議案は次のとおりである。
 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙
 法改正に関する調査特別委員提出)
 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
 の一部を改正する法律案(橋本龍太郎君外二名
 提出)
 (条約受領)
 一、去る五月三十一日、参議院から受領した条約
 は次のとおりである。
 千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について
 承認を求めの件
 (条約付託)
 一、去る五月三十一日、委員会に付託された条約
 は次のとおりである。
 千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について
 承認を求めの件(条約第一五号)(参議院送付)
 外務委員会 付託
 (議案付託)
 一、昨日、委員会に付託された議案は次のとお
 りである。
 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
 の一部を改正する法律案(橋本龍太郎君外二名
 提出、衆法第三三三号) 社会労働委員会 付託
 (議案送付)
 一、去る五月二十五日、参議院に送付した内閣提
 出案は次のとおりである。
 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案
 一、去る五月三十一日、予備審査のため次の本院
 議員提出案を参議院に送付した。
 公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙
 法改正に関する調査特別委員長提出)
 一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案

昭和五十三年六月二日 衆議院会議録第三十五号

朗読を省略した議長の報告

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号

朗読を省略した議長の報告

を参議院に送付した。環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(橋本龍太郎君外二名提出)

(条約通知)

一、去る五月二十五日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

一、去る五月三十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る五月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員上田卓三君提出線材関連産業の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一、去る五月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問主意書(久保三郎君提出)

一、去る五月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。自衛隊の対潜哨戒飛行艇墜落事故に関する質問主意書(山原健二郎君提出)

一、去る五月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員上田卓三君提出線材関連産業の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一、去る五月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問主意書(久保三郎君提出)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問主意書(久保三郎君提出)

一、去る五月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。自衛隊の対潜哨戒飛行艇墜落事故に関する質問主意書(山原健二郎君提出)

一、去る五月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員上田卓三君提出線材関連産業の労使紛争に関する質問に対する答弁書

線材関連産業の労使紛争に関する質問主意書 右の質問主意書を出す。 昭和五十三年五月九日

衆議院議長 保利 茂殿 線材関連産業の労使紛争に関する質問主意書

針金、釘、ナットをはじめとする線材産業は、東大阪市の伝統的な地場産業であるが、不況の長期化と円高で深刻な雇用不安が発生しており、富士精線、大鵬産業、杉本伸線、大東鋼業、日本製釘、日本製線等が企業閉鎖や首切り合理化

が相次ぎ、東大阪市議会も昨年十二月二十三日特別決議を可決しているわけですが、その原因として、「韓国馬山輸出自由地域」への各社一斉進出と過大な逆輸入にあると指摘しております。このような事態は、我が国の雇用問題としても、また、日本と韓国の友好にとつても、是正されなければならぬと思われまふ。ついては、次の諸点について質問します。

一、馬山輸出自由地域に入住している日本企業(合併を含む)のうち線材関連企業の実態(企業名、従業員数、資本金等)と各社の日本への逆輸入は、どのような内容となつてゐるのか。

二、馬山輸出自由地域に進出している日本企業の強引なやり方は、韓国国民の反日感情を誘発している。ある大手企業の不正工作資金問題や、「韓国大鵬株式会社」の土地不正売買事件などが国でも知れ渡つてゐる。また、馬山輸出自由地域の労働条件は、日本と比しても著しく劣悪なものとなつており、労働基本権すら保障されていないといつても過言ではない。このことが韓国の国民全体の権利を圧迫する役割を果たすことは当然であり、このことに日本の企業が加担するといふ事態は、国際関係上由々しきことであると言わざるをえない。このことに対する政府の見解を問う。

また、一九七〇年四月、日韓協力委員会総会で日本側より韓国政府に対し、「合併会社の労働争議を厳禁する等の措置」をとつてもらいたいと表明したというは事実なのか。

三、韓国からのダンピング的逆輸入により、大阪府下の線材関連工場で、特に工場閉鎖、首切りが続出していることが構造不況の一因をなしている点をどうされるつもりか。また、日本の企業の韓国への資本投下や、逆輸入を規制する措置を早急にとるべきではないのか。

四、大阪府東大阪市の大鵬産業、杉本伸線、富士精線、石橋特殊線は、それぞれ韓国、滋賀、山口に別工場を建設し、また、日商岩井株式会

社、三井物産株式会社などが不当な支配介入をなし、企業閉鎖や首切りの紛争が起きている。政府としてその実態把握と処置をどのようにされるのか。そして、この二つの総合商社が特に争議件数や日韓懸念の商行為が多いように判断できるが、政府はどのように指導されるつもりか、見解を承りたい。 右質問する。

昭和五十三年五月二十六日 内閣総理大臣 福田 赳夫 衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員上田卓三君提出線材関連産業の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一、韓国からの日本の線材二次製品の輸入量は、次表のとおりであるが、企業別数量については、通関統計上企業ごとの統計分類がなされていないため不明である。 なお、御質問の我が国企業の海外進出の実態については、答弁を差し控えたい。

年	品目		
	鉄線	針金	釘
昭和五十一年	五八六四トン	六六八トン	五二三トン
昭和五十二年	四三六四トン	三五一トン	五二二トン

(大蔵省通関統計) 二について (一) 韓国の馬山輸出自由地域における我が国進出企業の一部に、外国人土地法違反事件があつたとの報道があつたことは承知しているが、同輸出自由地域における我が国進出企業

の活動が、全般的にいつて韓国国民の反日感情を誘発しているとは考えていない。

また、一般的に、海外における我が国進出企業の活動に関しては、当該企業が外国において活動している以上、労働条件を含め受入国の法令に従うことは当然であり、我が国政府として、これに直接関与し得る立場にないが、我が国の海外進出企業の活動が現地において問題とされ、我が国に対する誤解を生ずるような事態になることは好ましくないもので、政府としても、必要に応じ、進出企業の親企業の指導等しかるべき措置を講ずるよう検討してまいりたい。

(一) 日韓協力委員会の活動に関して、御指摘のような事実があつたか否かは、承知していない。三三について

韓国からの線材二次製品の輸入量は、我が国の生産量に比較すると極めて少量であり、現在のところ、国内メーカーに重大な影響を与えているとは、考えられない。

我が国の線材二次製品の不況は、むしろ円高問題等による輸出の不振、国内需要の停滞等を主たる原因とするものと考えられる。このため、政府としては、線材二次製品製造業の不況の実態に応じ、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法、雇用保険法、特定不況業種離職者臨時措置法等に基づき種々の対策を講じているところである。

なお、今後とも輸入の動向については、注視してまいりたい。

四について

(一) 大鵬産業株式会社及び株式会社杉本伸雄正延工業所については、既に会社が解散しているが、これらの会社の従業員のうち退職に当たらない者が、現在、大阪府地方労働委員会に不当労働行為の救済申立てを行っている。また、富士精練株式会社については、昭和五十二年八月に和議開始の申立

昭和五十三年六月二日 衆議院会議録第三十五号

朗読を省略した議長の報告

てがなされ、同年十二月に和議開始が決定され、昭和五十三年一月から同社は生産を再開しており、石橋特殊線工業株式会社については、昭和五十二年十二月に和議開始の申立てがなされ、昭和五十三年五月に和議開始が決定されたと聞いている。

なお、労使間の紛争は、当事者間の話し合いにより解決されることが最も望ましいと考えられる。また、政府としては、雇用対策について、三三について述べたとおり種々の施策を実施しているところであり、今後とも適切に対処してまいり所存である。

(二) なお、総合商社の活動については、政府としては、総合商社が、自らの活動の影響するところの大きさを自覚し、関連企業・業界の立場を十分配慮する等により適正な行動をとることを期待するとともに、必要があれば所要の指導をしてまいり所存である。右答弁する。

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩県の雇用及び失業問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩県における旧日本軍接収土地に関する質問に対する答弁書

沖繩県の雇用及び失業問題に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十三年五月十三日
提出者 瀬長亀次郎

衆議院議長 保利 茂殿
沖繩県の雇用及び失業問題に関する質問主意書
本年四月二十八日に総理府統計局が発表した三月分の統計によると、沖繩県の完全失業者は三万二千人、完全失業率七・一パーセントを記録し、

全国平均の約三倍という高い数字を示している。失業者の大半は、三十五歳未満の若年層と四十歳以上から五十四歳未満の中青年層で、なかでも若年層は全体の失業者の半分を占めている。

本年二月の沖繩県全体の求職倍率も一〇・二倍に達しており、例えば那覇市の職業安定所では、求職者一万二百四十四人のうち就職できたのはわずか三百七十六人(うち県外就職二百五十九人)という状態である。

言うまでもなく、かかる失業の深刻な事態は今に始まつたことではなく昭和四十七年の沖繩復帰から今日までなら解決されることなく一貫して続いており、失業が「慢性化」さえしている。しかも、沖繩県は海洋博後の需要落ち込み、石油ショック特に最近の円高など長期不況の影響を最も強く受け、中小企業の倒産も相次ぐなど雇用、失業情勢は一層悪化している。

沖繩県における雇用、失業対策は緊急を要するところである。従つて、次の事項について質問する。
一 沖繩県の失業の原因は、何よりもまずアメリカが沖繩基地をアジア最大の軍事拠点と位置付け、その再編、合理化を進めるため基地労働者を一方的に大量解雇してきたことにある。
このことは、復帰から昨年未までの軍解雇者数が一万四百七十八人に達していることをみても明らかである。

しかも、もともと沖繩県の経済は、二十七年間にわたる異民族の軍事支配のもとで第三次産業中心のいびつな形にとどめられてきたうえ、復帰後六年を経過した今も産業活動にとつて欠かすことのできない多くの土地や財産が米軍基地に奪われているのである。
さらに、これに加えて政府が、復帰後県民本位の産業、経済の施策を十分に講じてこなかつたために農業や第二次産業の振興が著しく遅れ、県内の雇用機会を極めて少なくしていると考へる。
ここに沖繩県の失業を深刻にし「慢性化」させている根本原因があると思ふが、このことについての見解を示されたい。

二 失業多発地域である沖繩県において、とりあえず政府は、失業手当の新設等、失業給付の改善による失業者の生活保障及び公共事業の拡大、失業対策諸事業の統合、拡充により失業者の就労機会の拡大を図るなど緊急対策を講ずべきである。

このことについて、本年一月二十五日の衆議院本会議で、私の質問に対して藤井労働大臣は「沖繩等の失業多発地帯におきましては、各種の援護措置の活用を図りつつ、広域職業紹介を実施するなどにより、失業者の再就職の促進を図つておるところであります。さらに中高年齢者を雇い入れる事業主に対しては、(略)新しい助成措置によつて雇用機会の拡大を図りたい」と答弁している。

「中高年齢者を雇用する事業主に対する助成措置」のほかに、これまでと比べ特に目新しい施策は講じられていないように思ふが、これで雇用拡大が効果的に図れると考へているのか。
三 本年一月二十五日の衆議院本会議で、また私の同じ質問に対して藤井労働大臣は「公共事業については、その法律に基づき失業者吸収率制度を、沖繩においては六〇パーセント、積極的に活用する等によつて、失業者の雇用機会の拡大を図りたい」と答弁している。

確かに昭和四十六年十二月に沖繩振興開発特別措置法が制定され、特に深刻な沖繩県の雇用、失業問題に対処するため、同法第三十九条には、沖繩振興開発計画に基づく事業などに就労する労働者のうち無技能労働者六〇パーセントの失業者を使用するという、いわゆる「失業者吸収率制度」のことが規定されている。
この制度の積極的な活用を図り、失業者の就労の機会を確保することは極めて重要なことである。
しかしながら、昨年の十一月十八日の衆議院

沖繩及び北方問題に関する特別委員会では、労働省の谷口労働大臣官房審議官は「六〇パーセントと決まっているけれど、これがほとんど活用されていない」と答えている。

この制度が発足してからすでに六年を経過し、国会でも何度か指摘されてきたにもかかわらず活用されてこなかったというのは何故か、その理由を具体的に明らかにされたい。

積極的な活用を図るため、これまでどのような具体的措置を講じたのか。

四 沖繩県労働商工部では、この「失業者吸収率制度」が活用できていない問題点として、①公共職業安定所に対して公共事業を施行する業者が提出を義務付けられている使用労働者数などを記載した「施行通知書」の提出状況が悪い。②職業安定所と発注機関(国、県、市町村など)の連絡が十分でない。③施行業者の機械化などによって一工事当たりの無技能労働者の使用数が減少しているうえ、不況の反映で手持労働者が増加しているという趣旨の指摘をしている。

このことについて同様の認識を持っているのか。

また、施行業者に手持労働者が増加し失業者の吸収率が悪くなっているとすれば、これに対してはどういう具体的な施策を講ずるのか。

五 「沖繩振興開発特別措置法」に基づく就職促進手当の支給等に関する省令」第二条で、国又は地方公共団体等(その事業を施行する者も含む)は、事業開始前(緊急の場合は事業開始後)に事業に使用すべき労働者数を職種別に公共職業安定所に通知することと義務付けられている。

り、指導、監督を強めるとともに、公共職業安定所と国及び地方公共団体など発注機関との連絡を十分とるべきである。

また、施行業者が公共職業安定所に対し「使用労働者数」を通知するだけでなく、国及び地方公共団体などの発注機関も施行業者との契約時に当該業者の「使用労働者数」を把握して、公共職業安定所へ通知するなどの措置を講ずべきと思うが、どうか。

七 沖繩県においては、失業者の就業の機会を確保するためにも公共事業の拡大を図っていくことは、特に重要だと考える。

公共事業の在り方については県民の福祉、生活向上に役立つ雇用効果(失業吸収率)の高い事業で、しかも全国と比べて立派の著しい医療施設、学校、保育所、身心障害児のための福祉施設などの拡充、整備事業にも今後重点を置くべきと思うが、どうか。

また、下水道の建設、河川の改修、公園、排水溝や生活道路の整備、低家賃公共住宅の建設、治山治水、造林、水資源開発など生活密着型の公共事業をさらに拡大していくべきと思うが、具体的な方針を明らかにされたい。

八 昭和五十三年度の沖繩県交通方法変更関係予算は、総額で百三十八億六千三百万円である(昭和四十九年度から五十三年度までの総額百九十三億三千六百万円)。

このうち交通方法変更に伴う公共事業などについても失業者の吸収、県内企業への優先的発注などの面で十分な措置を講ずべきである。

昨年十一月十八日の衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会でも、沖繩開発庁の亀谷総務局長は「できるだけ地場労働雇用に資するよう執行率をあげている」と答弁している。

失業者吸収、県内企業への優先的発注という点で、どのような具体的な措置を講じてきたのか。

その結果、どういう効果をあげてきたのか。

九 公共事業の発注については失業、雇用対策の面からも県内企業に資するよう優先して行うべきである。

例えば沖繩県当局が行った土木・建設関係の昭和五十一年度県内、県外別発注状況は、全体の発注件数が八百六十二件で、そのうち県内企業八百三十七件、県外企業二十五件と九〇パーセント以上を県内企業に発注している。

ところが昭和五十二年上半期で国が行った公共事業は、県外企業が五〇・八パーセント、県内企業が四九・二パーセントと、公団、公社にいたっては県外企業が七六・三パーセントということである。

もし、このことが事実ならば、公共事業を拡大してもそれが必ずしも県内企業に資するということにならないことになる。

現在、公共事業の発注状況はどうなっているのか。

県内企業に優先的に発注されているのかどうか、明らかにされたい。

もし、そのとおり発注されていないとすれば、その理由は何か。

また、それを解決するためどういう施策を講ずるつもりか。

十 国が行う公共事業については、大半が本土大企業や地元大企業に発注されているという批判もある。

従つて、公共事業については県内の中小零細企業に対しても発注すべきである。

中小零細企業の受注の機会を確保するため分割入札、共同受注などの方法を講じ仕事を保障すべきである。

このことに関しては、本年二月二十八日の衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会でも、沖繩開発庁の美野輪振興局長は「中小企業の育成という観点からも(略)、できるだけその発注を拡大するということに努力してきた」と答えているが、これまで具体的にどういう措置を講じて努力してきたのか。

その結果どういう効果をあげたのか、今後さらにどういう措置を講じていくのか。

十一 沖繩県労働商工部の資料によると、昭和五十一年度の国及び地方公共団体等の公共事業で吸収された失業者数は、わずかに千八百三十四人(昭和五十一年度月平均の完全失業者数二万六千人)である。

従つて、できるだけ多くの失業者に就業の機会を確保するためには、「失業者吸収率制度」の活用、公共事業の拡大と同時に失業者が安定した雇用につくまでの間、失業者対策を目的とした「公的職業訓練」をおこしていくことが極めて重要だと考える。

その意味においても、沖繩振興開発特別措置法第三十八条の「労働大臣は沖繩県知事の意見を聞いて(略)就業の機会を増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。」とある規定を踏まえて、「就業の機会を増大を図るため」のなんらかの事業を実施すべきと思うが、どうか。

このために、失業者の要求や実態の把握はもとより、沖繩県においてはどのような種類の事業が適切かつ可能かということ、また、その実施方法等についても沖繩県当局をはじめ地元関係者の意見を聴取するなどの事前調査を実施すべきだと考えるが、どうか。

十二 沖繩振興開発特別措置法第三十八条の規定があるにもかかわらず、昭和四十七年から今日まで「就業の機会を増大するための事業」については、なんら実施されてこなかった。

昭和五十一年五月、労働省は同法第三十八条に基づき「沖繩県の労働者の職業安定のための計画」を遅ればせながら策定しているが、その計画にさへ、就業の機会を増大するための事業の実施については全く触れていない。

沖繩振興開発特別措置法第三十八条に基づく「就業の機会を増大するための事業」について、これ

まで実施はもとより計画さえ策定しなかつた理由について明らかにされたい。

十三 沖繩県全体の完全失業者のうち四十歳から五十四歳未満の中高年齢者は、本年二月で二〇・八三パーセントを占めており、その多くは軍解雇者である。中高年齢の失業者については、県内就職はもとより年齢や生活要件など不利な条件も重なつて県外への就職も容易でなく、再就職が極めて困難な状態にある。

特に中高年齢者の雇用については、昭和四十六年五月十八日の参議院社会労働委員会において「沖繩の特殊事情をも配慮しつつ、中高年齢者等の雇用及び福祉につき遺憾なきを期すること」との附帯決議も採択されている。

中高年齢失業者に対しては、就職促進のための各種援護措置の改善をはじめ職業紹介、職業訓練の拡充、強化などの対策を進める必要がある。

これまでどのような措置を講じてきたのか、特に職業訓練についてはその内容も明らかにされたい。

今後、さらにどのような対策を考えているのか。

失業者全体のなかには県内で就職を希望する人も多いため、職業訓練については沖繩県の雇用条件など実情に即した、しかも将来農業や第二次産業の振興に伴いそれに従事できる内容のものも十分に配慮していくべきと考えるが、どうするか。

事業に対する国庫補助及び中高年齢失業者の吸収率(制度)の適用を除外されている。

にもかわらず沖繩振興特別措置法第三十八条に基づく「就業の機会を拡大するための事業」は、これまで一度も実施されたことがないのである。

このために沖繩県の中高年齢失業者は、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」第二十一条の適用を除外されたうえ、沖繩振興開発特別措置法第三十八条に基づく事業の実施も行われず、就労の機会も確保されないうまま困難な状況に置かれておると指摘せざるを得ない。

中高年齢失業者に対して就業の機会を確保していくという点について、どう考えているか、明確に答えられたい。

十五 雇用機会の拡大を図るために広域職業紹介力を注いでいるようだが、「Uターン現象」もあつてあまり実効をあげていないようである。

沖繩県の資料によると昭和五十一年度の県外常用就職者は五千四百九十五人で、同年度に「Uターン」した者は二千八百八十八人という状況である。

しかも「Uターン」者のうち四六・九パーセントは「県内で働きたい」との希望を持つている。

現在の状況のもとで、広域職業紹介を進めることはある程度必要だと考えるが、何よりも県内で就職できる条件をできるだけ早くつくることが大前提だと思ふが、どうか。

また、県外への就職が定着しないということについて受入れ側の企業の対応にも問題があるのと指摘も聞いている。定着しない要因がどこにあると考へているのか。県外への就職を図るために、今後どのような措置を具体的に講ずるつもりか。

は、産業基盤を整備し、雇用機会を確保することだ」と述べている。

しかし、沖繩総合開発審議会総務部会が出した昭和五十一年十月の「沖繩振興開発中期展望」では、「県内での雇用拡大は産業振興なくしては考えられない」と指摘しながらも、産業振興による雇用拡大は相当の期間を必要とし、沖繩振興開発計画の後期五年では見通しは極めて暗いという趣旨の判断を下している。

従つて、これまでの雇用、失業対策を続けていくだけでは、沖繩県の深刻な失業は解決されず、少なくともさらに五年間今日のような事態が続くということが予想されるのではないのか。

仮にそうだとすると、復帰後十年間もこの異常とも言うべき失業情勢が続くということになる。

実際に予想されるこの事態についてどういう認識を持つているのか。

十七 沖繩県の深刻な失業を根本的に打開するためにも、これまで指摘した点の改善も含め雇用、失業の緊急対策を講ずるとともに、雇用、失業対策の面からも沖繩県の農業、漁業、伝統工芸産業をはじめとする工業、観光業の県民本位の本格的な振興を図るべきと考える。

このことについてこれまでどのような施策を講じてきたのか、また、このことに関する今後の基本的な考へと方針を明らかにされたい。

十八 昭和四十七年十二月に政府が策定した沖繩振興開発計画のなかで、交通、通信体系の整備については、水資源開発とともにとくに重視して位置付けている。

その交通、通信体系の整備の中核として、沖繩県に国鉄の導入を図るべきと考へる。

く望んでおり、そのための鉄道建設事業は長期にわたり相当多くの失業者を吸収できる効果を持つと考へる。

このことについて、昭和五十年二月二十六日の衆議院予算委員会第五分科会で私の質問に対して、当時の木村運輸大臣は「どういふ交通システムで、経営主体はどういふのがいいのかわかるのかをよよく調査してかかるのが先決である。(略)沖繩における陸上の交通機関としては、道路だけでは将来を考えた場合不十分であるので検討していきたい」と旨の答弁を行つて

さらに同じ私の質問に対して、昨年二月四日の衆議院本会議で福田総理大臣は「慎重に検討したい」と答弁している。

しかしながら、その後において調査はもとより検討したということも見られないようだが、どうなつていのか経過を含め明らかにされたい。

沖繩県に国鉄を導入するという方向で調査、検討すべきだと考へるが、どうか。また、その意思はあるか。

十九 共産党は、向こう五年間に少なくとも一兆円を超える財源を「沖繩復興特別資金」として国が保障し、産業振興を本格的に図るべしとの提案をしてい

このことについて検討する用意があるか。右質問する。

昭和五十三年五月三十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩県の雇用及び失業問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩県の雇用及び失業問題に関する質問に対する答弁書

一について

沖繩県における雇用失業情勢は深刻な状況にあるが、その原因としては、

- (1) 産業の振興が十分でないことによる県内の雇用機会の不足
- (2) 本土復帰に伴ういわゆる復帰失業者及び米軍基地の整理統合に伴う関係職員の発生
- (3) 県外就職者のUターンが多いこと

二について

沖繩県における雇用機会の確保を図るためには、基本的には沖繩振興開発計画に基づく産業振興の施策等を積極的に実施していくことが重要であると考え、当面する雇用失業情勢に

三及び四について

沖繩振興開発特別措置法に基づく失業者吸収率制度については、沖繩県の雇用失業情勢の現状にかんがみ、その積極的な活用を努めているが、同制度の運用に当たっては、事業の把握がこれまで必ずしも十分でなかつたことや、工事施行方法の機械化、省力化が進展していること、施行業者が多数の手持労働者を抱えていることなど失業者の吸収を制約する事情もあつて十分な成果を挙げている一面もあつた。

るなどにより、制度の活用のできるだけの努力をしまつてまいりたいと考える。

五及び六について

沖繩振興開発特別措置法に基づく就職促進手当の支給等に関する省令第二条の使用労働者数の通知については、公共事業施行通知書の提出によつて行ふこととされており、これまでその提出の励行に努めてきたところであるが、今後とも公共事業の発注機関と職業安定機関との連携を強化しつづ、公共事業の施行状況の早期把握等により同通知書の提出の徹底を図つて、同法に基づく失業者吸収率制度の積極的活用を努めてまいりたい。

七について

公共事業を含む沖繩振興開発事業は、沖繩振興開発計画に基づき、本土との格差是正と沖繩の自立発展の基礎条件の整備を目標とし、年々その拡充に努めているところであり、その中では特に、県内経済の発展を図るための産業基盤整備のほか、医療施設、文教施設、道路等の県民の生活基盤整備、水資源開発等にも充分配慮して取り組んでいくところである。今後も沖繩振興開発計画に基づき、現下の雇用経済情勢をも考慮しつづ、これらの重点的拡充に努めたい。

八について

交通方法変更に伴う道路事業等については、県内企業発注に努めるとともに、早期発注、工事促進をも図つていくところである。なお、昭和五十二年発注の交通方法変更関係道路事業においては、国直轄、補助事業とも、すべて県内企業(共同請負による場合を含む。)へ発注されている。

九について

昭和五十二年上半期の沖繩における国直轄公共事業については、件数にして全体の約七十パーセント(県外企業との共同請負約三パーセントを含む。)が県内企業に発注されている状況

である。発注に当たつては、施工上要求する高度な技術、特殊な機器等を有する企業又は工事の規模に対応する指名基準に適合する企業が県内にない場合等の困難な場合もあるが、可能な限り県内企業の発注機会の拡大に努めているところであり、今後、発注標準を遵守し、契約予定金額に対応する等級より上位の建設業者の選定を極力避けるとともに、分割発注、共同請負制度の活用等により県内企業の受注機会の確保に一層の努力をし、県内建設業者の育成・指導にも努めたい。

十について

沖繩県下における公共事業等の発注に関しては、従来より分割発注、共同請負制度の活用等により可能な限り中小企業の受注機会の確保を図るよう努めており、国直轄事業の中小企業への発注率(件数による)は、昭和四十九年度五十七パーセント、五十年七十六パーセント、五十一年度八十三パーセントと年々向上している。今後、更にきめ細かい配慮を行い、中小企業の受注機会の確保に努めたい。

十一について

1 沖繩県における雇用機会の確保を図るためには、基本的には、沖繩振興開発計画に基づく産業振興の施策等を積極的に実施することが必要であると考えられるが、当面の対策として県外への広域職業紹介の推進等と相まつて民間の活力を生かした雇用機会の拡大や公共事業への失業者の就労促進に努めているところである。

2 特に公共事業については、昭和五十三年

予算において、事業費の大幅な増加が図られたところであり、関係機関との連携を密にして、沖繩振興開発特別措置法に基づく失業者吸収率制度を積極的に活用するなどにより、これら拡大実施される公共事業における就労機会の確保に努めているところである。

下の雇用失業情勢に対処してまいりたい。

十二について

1 沖繩県の深刻な雇用失業情勢に対処するためには、基本的には産業の振興による県内における雇用機会の確保が重要であるが、雇用対策の面においては、

- (1) 沖繩県の失業者の特性を十分考慮して本土への広域職業紹介を積極的に推進すること。
- (2) 失業者に対する職業指導、職業紹介及び職業訓練の充実を図ること。
- (3) 失業者吸収率制度を活用して公共事業への就労の促進を図ること。
- (4) 沖繩県における産業の振興等の施策と相まつて各種就職援助措置の活用等により地元雇用機会の創出を図ること。

等が必要であると考えられ、このような観点から、民間における雇用の場を最大限に活用することをねらいとして「沖繩県の労働者の職業の安定のための計画」は策定されたものである。

2 このような民間における雇用の場の活用については、現状においては、まだ努力の余地はあるものと考えており、したがつて、今後このための施策の推進に更に努力を重ねることとしていく。

十三について

1 沖繩県における中高年齢労働者の雇用の促進については、沖繩振興開発特別措置法等に基づき、

- (1) 就職促進手当の支給と積極的な職業紹介、職業訓練の実施
 - (2) 各種就職援助措置の実施
 - (3) 公共事業への失業者の吸収
- 等の施策の実施に努めてきたところである。
- 2 職業訓練については、沖繩県においては、県立、雇用促進事業団立合わせて四校の公共事業訓練施設を設置し、これら職業訓練校に

において中高年齢の失業者など職業転換を必要とする人を対象とする訓練を行うとともに、委託訓練、速成訓練等を拡大し、労働市場の実情に対応した職業訓練の積極的実施を図ってきたところである。

3 中高年齢者を対象とするこれらの訓練の規模については、本土復帰時の昭和四十七年度においては、十一科四百四十八人の訓練規模であったが、その後、施設の拡充整備と相まつて訓練定員の拡大を図り、昭和五十三年度においては、施設内二十三科六百十四人、施設外十二科三百五十人、計三十五科九百六十四人の訓練規模で実施することとしている。

4 今後においても、施設・設備の整備に努めるとともに、今後の沖縄県の産業の振興にも対応できるよう訓練科目の設定にも配慮する一方、なお深刻な雇用情勢に対応して、委託訓練、速成訓練等の活用を図るなどにより、沖縄県の実情に即した職業訓練の円滑な実施に努めてまいりたい。

14 について

1 沖縄振興開発特別措置法第四十七条の規定により沖縄については、中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法(以下「中高年齢雇用促進法」という。)第二十一条及び第二十二條の規定の適用を除外することとされているが、これは、次のとおり沖縄については、措置の対象を中高年齢者に限定することなく、広く沖縄県内の失業者を対象としていることによるものである。

(1) 沖縄振興開発特別措置法第三十八条では、中高年齢雇用促進法第二十一条のように対象を中高年齢失業者に限定することなく広く沖縄の労働者全般について、その職業の安定のための計画を作成することとしていること。

(2) 沖縄振興開発特別措置法第三十九条で

は、中高年齢雇用促進法第二十二條のように中高年齢失業者に限定した失業者吸収率ではなく広く沖縄の失業者全般について失業者吸収率を定めていること。

2 今後とも、沖縄県においては、沖縄振興開発特別措置法による諸施策等を積極的に推進することとし、取り分け関係機関との密接な連携の下に公共事業の拡大と失業者吸収率制度の積極的な活用を図るとともに、中高年齢者雇用開発給付金等の援護措置を積極的に活用して、その就業機会の確保に努力したい。

15 について

1 沖縄県の深刻な雇用失業情勢に対処するためには、基本的には産業の振興による県内における雇用の場の確保が必要であり、このため、沖縄振興開発計画に基づき、関係各官庁が一体となつてそのための施策の推進に努めているところである。

一方、沖縄県における失業情勢の特徴の一つとして若年失業者が多いことがあげられ、これら若年失業者については、今後とも広域職業紹介による本土就職の積極的な推進に努めることとする。

2 また、県外就職者の定着については、十分ではなく、この原因として、①就職前における職業に対する知識経験が十分でないこと、②本土との生活習慣の違いがあること等によるものが大きいものと考えられる。

このため、今後、県外就職者に対し、就職前における職業情報の提供、就職指導の徹底、就職後における職場定着指導の強化等に努めることとする。

16 について

沖縄県の失業情勢の特徴としては、基地労働者の減少並びに本土からのUターン者及び就職経験のない学卒者を含め若年層が多いことがあげられるが、これらの対策としては、県内の産業の振興による雇用機会の確保を図るとともに

に、若年層の失業者については広域職業紹介による県外就職を促進しており、一方、公共事業の拡大による失業者の吸収にも努めているところである。

17 について

沖縄の自立的発展と県民所得の向上及び雇用機会の確保を図るためには、第一次産業から第三次産業までのあらゆる産業の振興に努める必要があり、沖縄振興開発計画においても、積極的に振興を図ることとしている。

このため、道路、港湾等の産業基盤の整備を図るとともに、農業については優良農地の確保、農業経営の近代化等を推進し、漁業については生産基盤の整備、経営の近代化、流通機構の整備、資源培養型漁業の開発等を推進し、伝統工芸をはじめとする工業については経営の近代化を図るため沖縄振興開発金融公庫からの融資、優遇税制措置、共同利用施設の助成等を行い、観光の振興については海洋博覧会記念公園の整備をはじめとする観光基盤整備等を推進しており、今後ともこれらの施策を推進していくこととしている。

18 について

沖縄県に鉄道が必要であるかどうかについては、沖縄振興開発計画においても、交通体系の整備に当たっては、各種輸送機関の特性を生かした合理的な機能分担の下に、計画的、一体的整備を進める必要がある旨記述されているところでもあり、輸送需要その他の陸上交通の現状及び今後の見通し等を十分踏まえ、経営主体の問題を含め、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えている。

19 について

現在、沖縄においては、沖縄振興開発特別措置法及び沖縄振興開発計画に基づき、積極的に沖縄振興開発事業を推進しているところである。

右答弁する。

沖縄における旧日本軍接收土地に関する質問
主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十三年五月二十日
提出者 瀬長亀次郎

衆議院議長 保利 茂殿
沖縄における旧日本軍接收土地に関する質問主意書

先到大蔵省が、本院予算委員会並びに沖縄及び北方問題に関する特別委員会に提出した「沖縄における旧軍買収地について」と題する「報告書」(以下「大蔵省報告書」という。)に関して、次の諸点について政府の明確な答弁を求める。

一 大蔵省報告書では、「調査の概要」の項に「旧地主」に対するアンケート調査を実施したことが明記されているが、内容についての具体的記述が全くない。その理由は何か。
また、アンケート調査の結果を公表する考えはないか。

二 現在、国有地とされている読谷村具屋原の土地については、「旧地主」の当山盛徳氏は、昭和十三年に南洋へ移住し昭和二十一年に沖縄に引揚げるまでの間、沖縄県内には居住しておらず、旧軍との間に売買行為は一切なかったと主張している。

また、呉屋カマ氏は、土地代はもちろん農作物補償費も一切旧軍から受取っていないと主張している。

因は、当該土地について大蔵省報告書が結論付けているように、「私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産となつた」ことを証明する資料を保有しているか。

また、その資料を保有していない場合には、当該土地を国有地としている理由及びその根拠を明確にされたい。

三 米軍占領下で行われた土地所有権認定事業に

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号

明説を省略した議長の報告 国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案及び同報告書

一一四二

において、米軍は、旧日本軍の使用施設を国有地とみなし、県民の所有権申請を一方的に禁じた。これについては、大蔵省報告書においても「国有地については土地所有の申請は不要とされてきたものである」として、事実上この事実を裏付けている。

米軍がこれらの土地について「旧日本軍の使用」即「国有」とした根拠は何か。

四 土地接収に際して、多くの「旧地主」及び「旧軍担当者」から、「戦争終了後は土地を元の地主に返還するという約束があった。」との主張や証言がなされている。これに関して大蔵省報告書では、「残存している土地売渡証書(契約書に相当するもの)及び登記簿には買いもどし特約等の表示は一切発見されなかった。」としているが、買いもどし特約の表示がないこと即土地返還の約束がなかったことを意味することにはならないのではないかと。右質問する。

昭和五十三年五月三十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における旧日本軍接収土地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における旧日本軍接収土地に関する質問に対する答

弁書

一 について

旧地主に対するアンケート調査は、先の提出資料において述べたとおり、旧軍が買収した事情等に関するものであるが、本来、公表を予定して行つたものではないので、その内容について具体的記述をしなかつたものである。

二 について

御指摘の読谷村字伊良皆吳屋原に所在する国有地については、所有権認定作業の結果、昭和二十六年に国有地と認定され、当時の読谷村長から所有権証明書が交付されたものである。

なお、認定作業を通じて所有権について争いがある場合には、調停制度や巡回裁判制度によることとされ、その旨あらかじめ周知されていた。

三 について

土地所有権認定作業において、旧軍が使用していた土地についても、民間人による土地所有申請が禁じられていたわけではない。

四 について

戦争が済んだら売戻すとの口頭による約束があつたかどうかという点については、関係者の意見陳述は一致しておらず、確認できていない。右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る五月二十六日、内閣から、衆議院議員馬場昇君提出水保病及び水保病に関連する諸施策に関する質問に対して、質問事項について検討

する必要があり、これに日時を必要とするため、昭和五十三年六月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五月三十日、内閣から、衆議院議員上原康助君提出政府の沖繩施策の実績と今後の施策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十三年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年二月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律

正する法律

(国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第百八条の二第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある

る職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第百八条の三第六項中「次項」を「第八項」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

(地方公務員法の一部改正)

第二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項ただし書中「管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員」を「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監

督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員」に改める。

第五十三条第六項中「次項」を「第八項」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日前になされた国家公務員法第百八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消しの効力につ

いては、なお従前の例による。

理由

国家公務員及び地方公務員の労使関係の改善に資するため、国家公務員法及び地方公務員法について、管理職員等を定める規定を整備するとともに、職員団体の登録の取消しは、取消訴訟の出訴期間中又はその訴訟が裁判所に係属している間は、その効力を生じないものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十八年九月三日付けの公務員制度審議会の答申の趣旨にかんがみ、国家公務員及び地方公務員の制度を改善しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 国家公務員法及び地方公務員法について、管理職員等を定める規定を労働組合法第二条の規定に準じて整備する。

2 職員団体の登録の取消しは、取消訴訟の出訴期間中又はその訴訟が裁判所に係属している間は、その効力を生じないものとする。なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、公務員制度審議会答申の趣旨にかん

がみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十三年五月三十日

内閣委員長 始関 伊平

衆議院議長 保利 茂殿

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

右

昭和三十二年二月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百

号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）にいう職員団体（国家公務員法第百八条の三の規定により登録されているものを除く。）をいう。

3 この法律において、「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）にいう職員団体（同法第五十三条の規定により登録されているものを除く。）をいう。

4 この法律において、「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体の連合団体（国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員法第百八条の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」とい

う。の数の合計数が過半数を占めているもの
(法人格の取得等)

第三条 規約について認証機関の認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 職員団体等に関して登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令(第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項)については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等とその旨を通知しなければならない。

一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 名称

ロ 目的及び業務

ハ 主たる事務所の所在地

ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項

ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項

ヘ 理事その他の役員に関する事項

ト 業務執行、会議及び投票に関する事項

チ 経費及び会計に関する事項

リ 規約の変更に関する事項

ヌ 解散に関する事項

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続が定められていることをもつて足りる。

三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む)若しくは監査法人又は信託業法(大正十一年法律第六

十五号)第五条第一項第六号の業務を営む信託会社の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。

(認証の拒否)

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

(規約の変更の届出)

第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

(認証の取消)

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつた場合を除く)。

二 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び

非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反復することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む)。

四 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。

五 規約が第五条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。

六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 認証機関は、前項の規定により認証を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行わなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開して行われなければならない。

3 第一項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

4 第一項の規定による認証の取消しについて

は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。(認証機関)

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

二 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所

三 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体の地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

四 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含むもの(次号の混合連合団体を除く) 人事院

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所

職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員臨時措置法にいう準用する国家公務員法にいう職員団体を含むもの(これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含まず、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるものを除く) 最高裁判所

七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

(報告、協力等)

第十条 認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に

関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 認証機関は、この法律の規定に基づく事務に

関し必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の関係機関に対し、事実の証明、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。(民法及び非訟事件手続法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四条に規定する法人に関する規定(民法第三十八条第二項、第四十五条第一項及び第二項、第五十六条、第六十七条並びに第七十一条を除く)は、第三条第一項の法人について準用する。この場合において、これらの規定

中「主務官庁」とあるのは「認証機関」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号及び第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「規約ノ認証」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「認証ノ通知書」と読み替えるものとする。(国家公務員法等の規定により登録された職員団体等)

第十二条 第三条第一項の法人である職員団体等(以下この条において「この法律による法人」という。)が国家公務員法第八十条の三、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十条の三又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人は、その登録の日において、国家公務員法第八十条の四の法人、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十条の四の法人又は地方公務員法第五十四条の法人(以下この条において「国家公務員法等による法人」という。)となる。

2 前項の規定に基づく国家公務員法等による法人については、国家公務員法第八十条の四(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む)及び地方公務員法第五十四条中「民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「民法第四十六条第一項第四号及び」と、「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五

十三年法律第 号)第三条第一項ノ法人タル職員団体が登録セラレタル旨ノ証明書」とする。

3 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記においては、当該法人となつたこの法律による法人の名称及び主たる事務所並びにこの法律による法人が同項の規定により国家公務員法等による法人となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつたこの法律による法人の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

附則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「地方公務員の団体」の下に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第 号)第三条第一項の規定に基づく団体」を加える。

第七十二条の五第一項第三号中「基く」を「基づく」に改め、「地方公務員の団体」の下に「並び

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案及び同報告書 鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律 一一四六

に職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく法人たる職員団体等」を加える。

第二百九十六条第一項第二号中「地方公務員の団体」の下に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第三条第一項の規定に基づく団体」を加える。

第三百四十八条第四項中「地方公務員の団体」の下に、「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等」を加える。

(所得税法の一部改正)

3 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職員団体等(法人であるものに限る。) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第...号)

(法人税法の一部改正)

4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職員団体等(法人であるものに限る。) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第...号)

理由

国家公務員及び地方公務員の労使関係の改善に資するため、国家公務員法又は地方公務員法に規定する手続によつては法人格を取得することができない職員団体等に対して法人格を付与する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十八年九月三日付けの公務員制度審議会の答申の趣旨にかんがみ、国家公務員及び地方公務員に関する制度改善に資するため、国家公務員法又は地方公務員法に規定する手続によつては法人格を取得することができない職員団体等に対して、法人格を付与する制度を創設しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務運営に資するため、職員団体等に対し法人格を付与する。

2 法人格を付与することのできる職員団体等は、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体とし、それぞれ定義規定を設ける。

3 職員団体等は、その規約につき認証機関の

認証を受け、その主たる事務所の所在地において登記することにより法人となることができる。

4 認証を受けようとする職員団体等は、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならぬものとし、認証機関は、認証の拒否事由がある場合を除き、規約が所定の要件に該当するときは、当該規約を認証し、職員団体等にその旨を通知しなければならないものとする。

5 認証の要件については、規約に、名称、目的、業務等所定の事項が記載され、規約の変更、役員を選挙又は解散が民主的な手続によつて決定され、会計報告が構成員によつて委嘱された公認会計士等の監査証明とともに毎年一回構成員に公表されることが定められているものとする。

6 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは認証を拒否しなければならないものとする。

7 認証機関は、当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき、規約が認証の要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、当該職員団体等について規約の変更、役員

選挙又は解散が民主的な手続により決定される旨の規約の規定、会計報告の公表に関する規約の規定に適合しない事実があつたときは、認証を取り消すことができるものとする。

8 認証機関は、職員団体等の区分に応じ、人事院、最高裁判所、人事委員会又は公平委員会とする。

9 その他、民法及び非訟事件手続法の準用等所要の規定を設けるとともに、この法律による法人である職員団体等が国家公務員法又は地方公務員法により登録されたときは、国家公務員法又は地方公務員法による法人である職員団体となるものとする。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由
本案は、公務員制度審議会答申の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十三年五月三十日

内閣委員長 始関 伊平

衆議院議長 保利 茂殿

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十三年四月二十一日

參議院議長 安井 謙
衆議院議長 保利 茂殿

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ四第五項中「承認ヲ受クル」を「届出ツル」に改める。

第三条中「都道府県知事ノ狩獵免許」を「第八条ノ三ノ規定ニ依ル登録」に改める。

第四条第二項中「空氣銃ヲ除ク」を「空氣銃及圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ除ク」に、「空氣銃ヲ使用」を「空氣銃又ハ圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ使用」に改め、同条第三項から第七項までを削る。

第五条第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法又ハ本法ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限(以下本法等ト称ス)」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第八条第二項」に、「二年」を「三年」に改め、「ニ付テハ取消ヲ為シタル都道府県知事ノ狩獵免許」を削る。

第六条から第七条ノ二までを次のように改める。

第六条 左ニ掲グル者ハ狩獵免許ヲ受クルコトヲ得ズ

一 二十歳ニ滿タザル者
二 精神病者、精神薄弱者又ハ癩癩病者
三 麻薬、大麻、阿片又ハ覚醒剤ノ中毒者

第七条 狩獵免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ者ノ住所地方官署ニ都道府県知事(以下管轄都道府県知事ト称ス)ニ免許申請書ヲ提出シ管轄都道府県知事ノ行フ狩獵免許試験ヲ受クベシ
狩獵免許ヲ受クルコトヲ得ザル者ハ狩獵免許試験ヲ受クルコトヲ得ズ

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号
鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案及び同報告書

得ズ

一 二十歳ニ滿タザル者
二 精神病者、精神薄弱者又ハ癩癩病者
三 麻薬、大麻、阿片又ハ覚醒剤ノ中毒者

第七条 狩獵免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ者ノ住所地方官署ニ都道府県知事(以下管轄都道府県知事ト称ス)ニ免許申請書ヲ提出シ管轄都道府県知事ノ行フ狩獵免許試験ヲ受クベシ
狩獵免許ヲ受クルコトヲ得ザル者ハ狩獵免許試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第八条第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に、「トキハ都道府県知事」を「トキ又ハ狩獵ヲ為スニ必要ナル適性ヲ欠クニ至リタルトキハ管轄都道府県知事」に、「又ハ一部ヲ取消ス」を「若ハ一部ヲ取消シ、又ハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ狩獵免許ノ全部若ハ一部ノ効力ヲ停止スル」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項として次の一項を加える。

一 狩獵免許ヲ受ケ其ノ有効期間内ニ於テ之ト異ナル種ノ狩獵免許ヲ受ケントスル者
二 災害其ノ他總理府令ヲ以テ定ムル已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ狩獵免許ノ更新ヲ受クルコトヲ得ザリシ者

管轄都道府県知事ハ狩獵免許試験ニ合格シタル者ニ対シ狩獵免許ヲ為スモノトス
第七条ノ二 管轄都道府県知事ハ不正ノ手段ニ依リ狩獵免許試験ヲ受ケ、又ハ受ケントシタル者ニ対シ其ノ試験ヲ受クルコトヲ停止シ、又ハ合格ノ決定ヲ取消スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ管轄都道府県知事ハ其ノ者ニ対シ三年以内ノ期間ヲ定メ狩獵免許試験ヲ受クルコトヲ禁ズルコトヲ得

第八条第一項中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に、「トキハ都道府県知事」を「トキ又ハ狩獵ヲ為スニ必要ナル適性ヲ欠クニ至リタルトキハ管轄都道府県知事」に、「又ハ一部ヲ取消ス」を「若ハ一部ヲ取消シ、又ハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ狩獵免許ノ全部若ハ一部ノ効力ヲ停止スル」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項として次の一項を加える。

一 狩獵免許ヲ受ケタル者第六條第二号又ハ第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ管轄都道府県知事ハ其ノ狩獵免許ヲ取消スベシ
第八条ノ二 第四項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ同条第五項ノ規定ヲ前項ニ付準用スルトキハ同条第五項中「二届出ツル」トアルハ「ノ承認ヲ受クル」ト讀替フルモノトス
第八条ノ二 第五項中「若ハ干拓」を「又ハ干拓」に、「又ハ工作物ノ設置」を「工作物ノ設置其ノ他鳥獸ノ保護繁殖ニ影響ヲ及ボス虞アリトシテ政令ヲ以テ定ムル行為」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第五項ノ許可ニハ鳥獸ノ保護繁殖ヲ図ル為ニ必要ナル条件ヲ附スルコトヲ得
環境庁長官又ハ都道府県知事ハ第五項ノ規定ニ違反シ、又ハ前項ノ条件ニ違反シタル者ニ対シ其ノ行為ノ中止ヲ命ジ、又ハ相当ノ期限ヲ定メ原状回復ヲ命ジ、若ハ原状回復方困難ト認ムルトキハ之ニ代ルベキ必要ナル措置ヲ執ルベキコトヲ命ズルコトヲ得
第八条ノ二を第八条ノ八とし、第八条の次に次の六条を加える。

第八条ノ二 狩獵免許ヲ受ケタル者其ノ住所若ハ氏名ヲ変更シタルトキ又ハ其ノ狩獵免許ヲ喪失シ、若ハ盗取セラレタルトキハ遅滞ナク管轄都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
狩獵免許ヲ受ケタル者ハ其ノ狩獵免許ヲ取消サレ、又ハ失効シタルトキ其ノ他總理府令ヲ以テ定ムル事由ガ生ジタルトキハ遅滞ナク其ノ狩獵免許ニ係ル狩獵免許狀ヲ管轄都道府県知事ニ返納スベシ

此ノ場合ニ於テ同条第五項ノ規定ヲ前項ニ付準用スルトキハ同条第五項中「二届出ツル」トアルハ「ノ承認ヲ受クル」ト讀替フルモノトス
第八条ノ二 第五項中「若ハ干拓」を「又ハ干拓」に、「又ハ工作物ノ設置」を「工作物ノ設置其ノ他鳥獸ノ保護繁殖ニ影響ヲ及ボス虞アリトシテ政令ヲ以テ定ムル行為」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第五項ノ許可ニハ鳥獸ノ保護繁殖ヲ図ル為ニ必要ナル条件ヲ附スルコトヲ得
環境庁長官又ハ都道府県知事ハ第五項ノ規定ニ違反シ、又ハ前項ノ条件ニ違反シタル者ニ対シ其ノ行為ノ中止ヲ命ジ、又ハ相当ノ期限ヲ定メ原状回復ヲ命ジ、若ハ原状回復方困難ト認ムルトキハ之ニ代ルベキ必要ナル措置ヲ執ルベキコトヲ命ズルコトヲ得
第八条ノ二を第八条ノ八とし、第八条の次に次の六条を加える。

第八条ノ二 狩獵免許ヲ受ケタル者其ノ住所若ハ氏名ヲ変更シタルトキ又ハ其ノ狩獵免許ヲ喪失シ、若ハ盗取セラレタルトキハ遅滞ナク管轄都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
狩獵免許ヲ受ケタル者ハ其ノ狩獵免許ヲ取消サレ、又ハ失効シタルトキ其ノ他總理府令ヲ以テ定ムル事由ガ生ジタルトキハ遅滞ナク其ノ狩獵免許ニ係ル狩獵免許狀ヲ管轄都道府県知事ニ返納スベシ

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号
鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第八条ノ三 狩猟ヲ為サントスル者ハ狩猟ヲ為サントスル場所ヲ管轄スル都道府県知事ニ登録申請書ヲ提出シ狩猟免許ノ種別、狩猟ヲ為ス場所、氏名、生年月日、住所其ノ他総理府令ヲ以テ定ムル事項ノ登録ヲ受クベシ

都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ狩猟者登録証ト共ニ登録ヲ受ケタルコトヲ表示スル印章ヲ交付スルコトヲ要ス

登録ヲ申請シタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ都道府県知事ハ其ノ登録ヲ為スコトヲ得ズ

一 狩猟免許ヲ受ケタル者ニ非ザルトキ

二 第八条第二項ノ規定ニ依リ狩猟免許ノ効力ノ停止ヲ受ケ其ノ期間ヲ経過セザルトキ

三 狩猟ニ因リ生ズル危害ノ防止又ハ損害ノ賠償ニ付総理府令ヲ以テ定ムル要件ヲ備ヘザルトキ

登録ハ登録ヲ受ケタル狩猟免許ノ種別及狩猟ヲ為ス場所ニ付テノ其ノ効力ヲ有ス

登録ノ有効期間ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス

環境庁長官ハ狩猟鳥獣ノ保護蕃殖ノ為必要ト認ムルトキハ前項ノ期間内ニ於テ特ニ其ノ狩猟ノ期間ヲ限定スルコトヲ得

前二項ノ期間内ニ非ザレバ狩猟鳥獣ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第八条ノ四 都道府県知事当該都道府県ノ区域内ニ於ケル鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ

必要ト認ムルトキハ其ノ区域内ニ於テ狩猟ヲ為サントスル者ノ数ニ付制限ヲ設ケ其ノ制限ノ範圍内ニ於テノ登録ヲ為スコトヲ得

第八条ノ五 登録ヲ受ケタル者ノ狩猟免許ニ付取消、効力ノ停止又ハ失効アリタルトキハ都道府県知事ハ其ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第八条ノ六 都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ管轄都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

管轄都道府県知事ハ登録ヲ受ケタル者ニ付登録ヲ抹消スベキ事由ノ生ジタルトキハ登録ヲ為シタル都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第八条ノ七 本法ニ定ムルモノノ外狩猟免許、狩猟免状、狩猟免許ノ更新及狩猟者ノ登録ニ関シ必要ナル事項ハ総理府令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条中「銃猟禁止区域」を「期間ヲ定メ銃猟禁止区域又ハ銃猟制限区域」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

銃猟制限区域内ニ於テハ都道府県知事ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ銃猟ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ承認ハ銃猟ヲ為ス者ノ数ニ付総理府令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ都道府県知事ノ定ムル数ノ範圍内ニ於テ之ヲ為スモノトス

第十二条第二項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケタル者國、地方公共団体其ノ他環境庁長官ノ定ムル法人ナルトキハ許可証ノ外捕獲又ハ採取ニ従事スル者タルコトヲ証スル従事者証ヲ交付ス

第十四条第一項を次のように改める。

獵区ヲ設定セントスル者ハ獵区管理規程ヲ添ヘ環境庁長官ノ認可ヲ受クベシ

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第七項中「獵区設定者」の下に「國及地方公共団体ニ限ル」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

環境庁長官前項ノ認可ヲ為スニ当リテハ狩猟鳥獣ノ捕獲ノ調整ノ必要ノ有無其ノ他ノ事情ヲ勘案スルコトヲ要ス

専ラ放鳥獸セラレタル狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ目的トスル獵区ノ区域内ニ於テハ其ノ種類以外ノ狩猟鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ズ

第十五条に次のただし書を加える。

但シ総理府令ノ定ムル所ニ依リ環境庁長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条中「狩猟免許」を「登録」に改め、「許可ヲ受ケタル者」の下に「同条第二項ノ従事者証ノ交付ヲ受ケタル者ヲ含ム」を加え、「狩猟免状」を「狩猟者登録証」に改め、「許可証」の下に「(同項ノ従事者証ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ従事者証)」を加える。

第二十条中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル総理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。

第二十条ノ二中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル総理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に、「又ハ採取セル旨」を「若ハ採取セル旨又ハ輸出ヲ許可シタル旨」に、「又ハ採取ニ関スル」を「採取又ハ輸出ニ関スル」に改める。

出ニ関スル」に改める。

第二十条ノ三中「狩猟免許ヲ受ケタル者」の下に「登録ヲ受ケタル者」を加える。

第二十条ノ四中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル総理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。

第二十条ノ六第四号を削り、同条第五号中「第四条第六項」を「第八条ノ三第六項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第八条ノ二第一項」を「第八条ノ八第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第八条ノ二第三項」を「第八条ノ八第三項」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 第八条ノ八第四項ニ於テ準用スル第一条ノ四第五項ノ規定ニ依リ承認ヲ為サントスルトキ

第二十一条第一項中「五万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同項第三号中「狩猟免許」の下に「若ハ其ノ更新、登録を加える。

第二十二条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第四条第七項」を「第八条ノ三第七項、第十一条第二項」に改め、同条第三号及び第四号中「狩猟免状」を「狩猟者登録証」に改め、「ノ許可証」の下に「若ハ従事者証」を加える。

第二十二條ノ二本文を次のように改める。

第八条ノ八第二項若ハ第五項、第十七條若ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者、第八条ノ八第七項ノ規定ニ依ル条件ニ違反シタル者又ハ同条第七

八項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十四条第三項」を「第八条ノ二、第十四条第五項」に改め、同条第四号中「銃猟禁止区域」の下に、「銃猟制限区域」を加え、「第八条ノ二第二項」を「第八条ノ八第二項」に改める。

第二十四条中「本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則」を「本法等」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十四年四月十六日から施行する。ただし、第一条ノ四第五項の改正規定、第五條第一項の改正規定(「二年」を改める部分を除く。)、第八条の改正規定(本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則)を改める部分に限る。)、第八条ノ二の改正規定及び同条を第八条ノ八とする改正規定、第十条の改正規定、第十一条に二項を加える改正規定、第十二条第二項に後段を加える改正規定、第十五条にただし書を加える改正規定、第十九条の改正規定(「狩猟免許」及び「狩猟免状」を改める部分を除く。)、第二十条の改正規定、第二十条ノ二の改正規定(本法又ハ本法ニ基キテ発スル總理府令若ハ都道府県規則)を改める部分に限る。)、第二十条ノ四及び第二十条ノ六の改正規定、第二十一条第一項の改正規定(若ハ其ノ更新、登録)を加える部分を除く。)、第二十

二条の改正規定(第四条第七項)を改める部分のうち第八条ノ三第七項に係る部分及び「狩猟免状」を改める部分を除く。)、第二十二條ノ二本文の改正規定、第二十三條の改正規定(第十四条第三項)を改める部分を除く。)、第二十四条の改正規定並びに次項、附則第五項から第七項まで、附則第九項(「許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合に於ては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」を加える部分に限る。)、附則第十項及び附則第十二項の規定(以下「改正規定」という。))は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 改正規定の施行前にした改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(以下「旧法」という。))第一条ノ四第五項(旧法第八条ノ二第四項において準用する場合を含む。))の規定による承認(同条第三項の指定に係るものを除く。))の申請は、改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(以下「新法」という。))第一条ノ四第五項(新法第八条ノ八第四項において準用する場合を含む。))の規定による届出とみなす。

3 昭和五十四年四月十五日に旧法の規定により狩猟免許を受けている者で總理府令で定めるところにより管轄都道府県知事が行う講習を受けたものに対する新法第七条(第三項を除く。)、第七条ノ二及び第七条ノ三第一項の適用については、昭和五十七年九月十四日までの間は、こ

これらの規定中「狩猟免許試験」とあるのは、「總理府令ノ定ムル所ニ依リ管轄都道府県知事ガ行フ審査」とする。

4 前項の講習は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三条第一項第二号の講習とみなす。

5 改正規定の施行の際現に着手している新法第八条ノ八第五項の規定による政令で定める行為については、同項の規定は、適用しない。

6 改正規定の施行前にした旧法第八条ノ二第五項の規定に違反する行為については、新法第八条ノ八第八項の規定は、適用しない。

7 改正規定の施行の際現に設けられている銃猟禁止区域は、新法第十条の規定により設けられた銃猟禁止区域とみなす。

8 この法律の施行の際現に設定されている獵区は、新法第十四条第一項の認可を受けた獵区とみなす。

9 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項第三号中「第三条」を「第八条ノ三」に、「狩猟免許」を「登録」に改め、「許可を受けた者」の下に「(許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合に於ては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者)」を加える。

第二十二條中「第三条」を「第八条ノ三」に、「狩猟免許」を「登録」に改める。

10 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十四条の二第二項及び第六十五条の四第一項中「第八条ノ二第三項」を「第八条ノ八第三項」に改める。

11 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を次のように改正する。
第三条第一項第二号中「第七条ノ二第一項の講習会」を「第七条ノ四第三項の講習」に改める。

12 この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獣保護の充実、狩猟者資質の向上及び秩序ある狩猟の確保を主眼とした制度の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 狩猟免許制度の改善

1 狩猟免許は、全国について効力を有するものとし、住所を管轄する都道府県知事が行う狩猟免許試験に合格した者に対して与えるものとする。

2 狩猟免許の有効期間は、当該狩猟免許試

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案及び同報告書 公職選挙法の一部を改正する法律案

一一五〇

1 狩猟を行おうとする者は、狩猟を行おうとする場所を管轄する都道府県知事に申請して、所要の事項の登録を受けなければならないものとする。

2 都道府県知事は、狩猟による危害の防止若しくは損害の賠償について一定の要件に該当しないとき等は、登録を行うことができないものとする。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息状況その他の事情を勘案した上で、必要と認めるときは、その区域内において狩猟を行う者の数について制限を設け、その制限の範囲内においてのみ登録を行うものとする。

4 登録は、登録を受けた狩猟免許の種類及び狩猟を行う場所についてのみ、その効力を有するものとし、登録の有効期間は、十月十五日(北海道においては九月十五日)から翌年四月十五日までとすること。

(三) 鳥獸保護区特別保護地区における規制の強化

1 特別保護地区内においては、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれがある一定の行為についても、許可を要するものとする。

2 環境庁長官又は都道府県知事は、特別保護地区内における行為の制限に違反した者に対し、その行為の中止その他必要な命令をすることができるものとする。

(四) 輸入規制の強化
特定の鳥獣の輸入について、相手国に輸出証明のある場合には、輸出証明書の添付を要するものとする。

(五) 銃猟制限区域の新設
都道府県知事は、期間を定めて銃猟制限区域を設けることができるものとし、当該区域内においては、都道府県知事の承認を得なければ、銃猟を行うことができないものとする。

(六) 猟区制度の充実
国及び地方公共団体以外の者についても、環境庁長官の認可を受けて、猟区を設定することができるものとする。

(七) 施行期日等
1 この法律は、昭和五十四年四月十六日から施行するものとする。ただし、特別保護地区における規制の強化に関する改正規定その他の改正規定は、この法律の公布の日から起算して三十日を経過した日から

施行するものとする。

2 昭和五十四年四月十五日に狩猟免許を受けている者で、昭和五十七年九月十四日までに住所を管轄する都道府県知事が行う講習及び審査を受け、その審査に合格したものは、改正後の鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の規定による狩猟免許試験に合格した者とする。

二 議案の可決理由
最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、鳥獸保護の充実、狩猟免許制度の改善等を図ろうとする本案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

昭和五十三年五月三十日
公害対策並びに環境保全特別委員長 久保 等
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕
鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 絶滅のおそれのある鳥獣の生息地等鳥獸保護上特に重要な地域については、国が積極的に保護に当たることとし、このために必要な措置を

講ずること。また、都道府県知事が行う鳥獸保護事業についても、国は、その充実強化について、一層強力に指導すること。

二 鳥獸保護施策の拡充を図るため、関係行政組織の充実強化に努めるとともに、科学的な鳥獸行政を推進するため、調査研究体制の整備を図ること。

三 鳥獸保護に関する国際協力の一層の推進を図るため、関係国際条約の早期締結に努めると。

四 狩猟を行う場所等狩猟制度の基本的あり方について更に検討を進め、速やかに結論を得よう努めること。

五 鳥獸による農林水産業に対する被害の防止については、関係行政機関の連繫を一層強化し、適切な被害防止施策を確立するよう努めること。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
昭和五十三年五月三十一日
提出者
公職選挙法改正に関する調査特別委員長 久野 忠治
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第九十七条の二第二項中「事務員」の下に「及

び専ら第四百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。(適用区分)

2 改正後の公職選挙法第九十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

理由

選挙の実情にかんがみ、自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に対し報酬を支給することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農産種苗法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年四月十五日

内閣総理大臣 福田 赳夫

農産種苗法の一部を改正する法律

農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

種苗法

第一条及び第一条の二を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、指定種苗の表示に関する規制、品種登録に関する制度等について定めることにより、種苗の流通の適正化と品種の育成の振興を図り、もつて農林水産業の発展に寄与することを目的とする。(定義)

第一条の二 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定めるものをいう。

この法律において「種苗」とは、植物体(農林水産植物の個体をいう。以下同じ)の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいい、「指定種苗」とは、種苗(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆及び林業の用に供される樹木の種苗を除く。)のうち、種子、胞子、莖、根、苗、苗木、穂木、台木又は種菌で品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいう。この法律において「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。

この法律において「固定品種」とは、同一の繁殖の段階及び異なる繁殖の段階に属する植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体のすべてをいい、「交雑品種」とは、一の固定品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体のすべてをいい、「品種」とは、固定品種及び交雑品種をいう。

一 重要な形質に係る特性(以下単に「特性」という。)において十分に類似していること。
二 一又は二以上の特性によつて他の植物体と明確に区別されること。

農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、前項第一号の重要な形質を定め、これを公示するものとする。

第二条に見出しとして「(種苗業者の届出)」を付し、同条第一項中「その営業所ごとに、左の事項を当該営業所の所在地の市町村長を、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣」に改め、第二号を削り、同項第三号中「当該営業所において取り扱う保証種苗」を「取り扱う指定種苗」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第三項中「あらたに営業所を」を「新たに営業所を」に改め、「あらたに営業所を設けた場合にあつてはその設置後二週間以内」を削り、同条

第四項を削る。

第三条に見出しとして「(指定種苗についての表示)」を付し、同条第一項を次のように改める。

指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したも又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもつてその指定種苗につき、第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。
一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所
二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種)
三 生産地
四 種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率
五 数量
六 その他農林水産省令で定める事項

第四条及び第五条を削り、第六条に見出しとして「(指定種苗についての命令)」を付し、同条中「第三条」を「前条」に、「同条の規定による表示の変更」を「同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨」に、「保証種苗」を「指定種苗」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。
(指定種苗の生産等に関する基準)
第五条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗

の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(報告の徴収等)

第六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、種苗業者に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることが出来る。

第七条から第十二条までを次のように改める。

(登録の出願)

第七条 品種の育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。)をした者又はその承継人は、当該品種について登録の出願をすることが出来る。この場合において、育成をした者又はその承継人が二人以上あるときは、これらの者が共同して出願をしなければならない。

前項の出願は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した願書及び説明書並びに出願に係る品種(以下「出願品種」という。)の植物体の全部若しくは一部又はその写真を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(職務育成品種)

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員(以下「従業者

等」という。)が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体(以下「使用者等」という。)の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が従業者等の職務に属する品種(以下「職務育成品種」という。)である場合を除き、あらかじめ使用者等が前条第一項の出願をすること又は従業者等が第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた場合にはその者の名義を使用者等に変更することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある事項は、無効とする。

従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について使用者等が前条第一項の出願をしたとき、又は従業者等が第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた場合においてその者の名義を使用者等に変更したときは、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することが出来る。

(出願者の名義の変更)

第九条 出願者の名義は、相続その他の一般承継による場合を除き、変更することができない。

出願者について相続その他の一般承継による名義の変更があつたときは、その一般承継人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければ

ならない。

(出願品種の名称等)

第十条 品種についての登録(以下「品種登録」という。)は、出願品種の名称が次の各号の一に該当する場合には、受けることができない。

- 一 一の出願品種につき一でないとき。
- 二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 三 出願品種に關し誤認を生じ、又はその識別に關し混同を生ずるおそれがあるものであるとき(前号に掲げる場合を除く。)

品種登録は、出願品種の植物体の全部又は一部が、日本国内において第七条第一項の出願の日前に、外国においてその出願の日から四年(永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年)さかのぼつた日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は品種の育成をした者(その者について承継があつた場合にあつては、その者及びその承継人)の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(先願)

第十一条 同一の品種については、最先の出願者に限り、品種登録を受けることができる。

(外国人に關する特例)

第十二条 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。以下「特定国」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき当該保護を認める場合を除き、品種登録を受けることができない。

第十二条の次に次の十一条を加える。

(出願日に關する特例)

第十二条の二 特定国に対する第七条第一項の出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人が特定国出願のうち最先の出願をした日(以下「特定国への出願日」という。)の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき同項の出願をした場合には、その出願は、第十一条の規定の適用については、特定国への出願日にされたものとみなす。

(出願品種の審査)

第十二条の三 農林水産大臣は、出願者に対し出願品種の審査のために必要な資料の提出を求めることが出来る。

農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たつては、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査

上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

(品種登録)

第十二条の四 農林水産大臣は、第七条第一項の出願がこの法律及びこの法律に基づく命令に規定する要件を満たすものであると認めるときは、品種登録をしなければならない。

品種登録の有効期間は、十五年(第十条第二項に規定する品種にあつては、十八年)とする。

品種登録は、品種登録簿に品種の名称、植物体の特性、有効期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所その他農林水産省令で定める事項を記載してするものとする。

農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(品種登録の効力)

第十二条の五 品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)の植物体の全部又は一部について、当該登録品種について品種登録を受けている者(以下「品種登録者」という。)以外の者は、業として次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該登録品種の植物体の全部又は一部を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡する目的をもつて、生産し、若しくは輸入すること。

二 当該登録品種が、通常種苗以外のものとして利用されているその植物体の一部を繁殖させて得られる植物体の全部又は一部を有償で譲渡すること(前号に掲げる行為を除く。)

三 当該登録品種が固定品種である場合にあっては、当該登録品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる種子又は胞子を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡すること。

次の各号に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、業として当該各号に定める行為をすることができる。

一 品種登録者から前項各号に掲げる行為をすることについての許諾(その許諾の後に品種登録者の名義の変更(相続その他の一般承継による場合を除く。))があつた場合にあっては、農林水産省令で定めるところにより品種登録簿に記載された許諾に限る。を得た者
当該許諾の内容に従つてする同項各号に掲げる行為

二 登録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種と同一の品種の育成をした者 前項各号に掲げる行為

三 交雑品種の植物体を得るために交雑させる植物体が属する固定品種(以下「親品種」という。)についての品種登録者 当該交雑品種で品種登録を受けているものの植物体の全部又は一部についてする前項第一号に掲げる行為
四 交雑品種についての品種登録者で当該交雑品種につきその親品種よりも先に品種登録を受けたもの 当該親品種で品種登録を受けているものの植物体についてする当該交雑品種に係る前項第三号に掲げる行為

五 登録品種の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者で当該特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産するもの 当該植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

六 前号の特許権の消滅後において同号の特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産する者 当該植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

七 従業者等又はその承継人が職務育成品種についての品種登録を受けている場合におけるその従業者等に係る使用者等又はその一般承継人 当該職務育成品種の植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

八 次に掲げる植物体の全部又は一部を種苗として譲り受けた者 当該譲受けに係る植物体の全部又は一部を種苗として、有償で譲渡し、又は有償で譲渡する旨の申出をすること。

イ 品種登録者が業として有償で譲渡した植物体の全部又は一部

ロ 第十二条の八第六項に規定する裁定を受けた者が当該裁定で定めるところにより有償で譲渡した植物体の全部又は一部

ハ 前各号に掲げる者が業としてする当該各号に定める行為により譲渡された植物体の全部又は一部

品種登録者は、登録品種の植物体の全部又は一部につき第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為をやめるべきことを請求することができる。ただし、損害賠償を請求することを妨げない。

(品種名称の使用制限)

第十二条の六 登録品種の種苗を業として販売する場合においては、当該登録品種の名称以外の名称を使用してはならない。

登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

(品種登録者の名義の変更)

第十二条の七 品種登録者の名義は、相続その他の事由により変更することができる。

品種登録者の名義の変更は、相続その他の一般承継による場合を除き、品種登録簿に登録しなければ、その効力を生じない。

第九条第二項の規定は、相続その他の一般承継による品種登録者の名義の変更について準用する。

(裁定)

第十二条の八 登録品種の植物体の全部若しくは一部につき第十二条の五第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為が継続して二年以上適当にされていないとき、又は当該行為がされること
が公共の利益のため特に必要であるときは、当該登録品種の植物体の全部又は一部につき業として当該行為をしようとする者は、当該登録品種についての品種登録者に対し当該行為をすることについての許諾につき協議を求めることができる。

前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同項に規定する者は、農林水産大臣の裁定を申請することができる。

農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を当該申請に係る品種登録者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

農林水産大臣は、登録品種の植物体の全部又は一部につき第十二条の五第一項第一号又は第三号に掲げる行為がされること公共の利益のため特に必要である場合を除き、当該行為が適当にされていないことについて正当な理由がある場合は、当該行為をすることについての許諾をすべき旨の裁定をしてはならない。

農林水産大臣は、第二項の裁定をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

第十二条の五第一項第一号又は第三号に掲げる行為をすることについての許諾をすべき旨の裁定においては、第二項の規定による申請をした者がすることができる当該行為の内容並びに対価及びその支払の方法を定めなければならない。

農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

い。

前項の規定により第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(登録品種の調査)

第十二条の九 農林水産大臣は、登録品種の植物体の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、品種登録者に対し登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を求めることができる。

農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。

(品種登録の取消し)

第十二条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消さなければならない。
一 登録品種の植物体の特性が品種登録をした時における植物体の特性と異なることとなつたことが判明したとき。

二 品種登録者が第十二条の十二第四項又は第五項の期間内に各年分の登録料を納付しないとき。

農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消すことができる。

一 第七条第一項の出願がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する要件を満たしていなかつたことが判明したとき。

二 品種登録者が、正当な理由がないのに、前条第一項の規定により提出を求められた資料を提出せず、又は同条第二項の規定による現地調査を拒んだとき。

農林水産大臣は、第一項第一号又は前項の規定による品種登録の取消しをしようとするときは、当該品種登録に係る品種登録者に対し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による品種登録の取消しをしたときは、その旨を、当該品種登録に係る品種登録者に通知するとともに、公示しなければならない。

(品種登録の消除等)

第十二条の十一 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録簿につき、品種登録を消除しなければならない。

一 第十二条の四第二項の有効期間が満了したとき。

二 前条第一項又は第二項の規定により品種登録を取り消したとき。

三 品種登録者が存在しなくなつたとき。

この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(出願料及び登録料)

第十二条の十二 品種登録の出願者は、一件につき三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

品種登録者は、第十二条の四第二項に規定する十五年又は十八年の各年について、一件ごとに、五万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

前二項の規定は、これらの規定により出願料又は登録料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

第二項の規定による第一年分の登録料は、第十二条の四第四項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

第二項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

登録料は、前年以前に納付しなければならない。第十三条の前に見出しとして「罰則」を付し、

同条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「三万円」に改め、第一号から第三号までを削り、同条第四号中「を以て第七条の規定による登録」を「により品種登録」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の五第一項の規定に違反して登録品種の植物体の全部又は一部を種苗として有償で譲渡した者

第十三条第五号及び第六号を削り、同条に次の一項を加える。

前項第二号の罪は、告訴をまつて論ずる。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者

二 第四条の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者

「第六条」に、「怠り」を「せず」に改め、同号を同条第二号とする。

第十五条中「第十三条又は前条第一号若しくは第三号」を「第十三条第一項、第十三条の二又は前条」に、「外」を「ほか」に改める。

本則に次の一条を加える。

第十六条 第十二条の六の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業資材審議会の意見の聴取の特例) 第二条 改正後の種苗法(以下「新法」という。第一条の二第五項の規定による重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聴くことができる。

(種苗業者の届出に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に改正前の農産種苗法(以下「旧法」という。)

う。第二条第一項及び第二項の規定による届出をした者は、新法第二條第一項及び第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(旧法の規定による登録等に関する経過措置) 第四条 この法律の施行の際現に旧法第七條第一項の規定による登録を受けている種苗で旧法第九條第三項の規定により定められた期間が満了していないものについては、当該期間が満了するまでの間は、その種苗の属する品種について新法第十二條の四第一項の規定による品種登録を受けているものとみなす。この場合において、新法第十二條の十第二項第一号中「第七條第一項の」に「この法律」とあるのは、「同法」と、新法第十二條の十一第一項第一号中「第十二條の四第二項の有効期間」とあるのは、「農産種苗法の一部を改正する法律による改正前の農産種苗法第九條第三項の規定により定められた期間」と読み替えてこれらの規定を適用し、新法第十二條の五第一項第二号及び第三号、第十二條の十第一項第二号並びに第十二條の十二の規定は適用がないものとする。

昭和五十三年六月二日 衆議院会議録第三十五号 農産種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

2 前項の規定によりその属する品種について新

法第十二条の四第一項の規定による品種登録を
受けているものとみなされた種苗についてこの
法律の施行の際現にされている旧法第十条第一

項第一号の許諾は、新法第十二条の五第一項第
一号に掲げる行為に係る同条第二項第一号の許
諾とみなす。

3 新法第十二条の五第一項第一号の規定は、こ
の法律の施行の際現に前項に規定する種苗を旧
法第七条第一項の規定による登録に係る種苗の
名称を使用しないで業として販売している者が

新法第十二条の五第一項第一号に掲げる行為を
業としてする場合については、適用しない。

4 この法律の施行の際現に旧法第七条第一項の
規定による登録の出願がされている種苗につい
ては、当該種苗の属する品種について当該出願

の日新法第七条第一項の出願がされたものと
みなす。この場合において、新法第十条第二項
中「出願の日前」とあるのは「出願の日から二年

さかのぼつた日前」と、新法第十二条の四第一
項中「認めたとあるのは「認め、かつ、農産種
苗法の一部を改正する法律附則第四条第五項の

規定により出願手続の補完を命じた場合におい

て当該補完がされた」と読み替えてこ
れらの規定を適用し、新法第七条第一項後段、
第十二条及び第十二条の二の規定は適用がない

ものとする。

5 農林水産大臣は、新法の適用上必要と認めら
れる範囲内において、前項の規定により新法第
七条第一項の出願がされたものとみなされた種
苗の属する品種についての出願者に対し、相当

の期間を指定して、出願手続の補完を命ずるこ
とができる。

(罰則の適用に関する経過措置)
第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第七条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第
百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号を次のように改める。
二十三 農薬及び肥料の登録、肥料の仮登録
並びに農林水産植物の品種登録を行うこ
と。

第十条第一項第六号の次に次の一号を加え
る。

六の二 農林水産植物の品種登録に関するこ
と。

第三十四条第一項の表農業資材審議会の項中
「農産種苗法」を「種苗法」に、並びに「農産種苗
」を「並びに種苗」に改める。

(商標法の一部改正)
第八条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)
の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「農産種苗法」を「種
苗法」に、「第七条第一項」を「第十二条の四第一
項」に、「登録」を「品種登録」に、「名称」を「品種
の名称」に、「その種苗」を「その品種の種苗」に
改める。

理由

最近における種苗の生産流通事情の変化及び植
物の品種の保護に関する国際的動向にかんがみ、
植物の品種の育成者を保護する制度を整備する等
のため、植物の品種についての登録制度につき、
その対象植物の範囲、登録の要件及び効力等につ
いて所要の規定を設ける等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

農産種苗法の一部を改正する法律案(内閣
提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における種苗の生産流通事情の
変化及び植物の品種の保護に関する国際的動向
にかんがみ、植物の品種の育成者を保護する制
度を整備する等のため、植物の品種についての
登録制度につき、その対象植物の範囲、登録の要
件及び効力等について所定の改正を行おうとす
るものであり、その要旨は次のとおりである。
(一) 題名を「種苗法」に改めるとともに本法に目
的規定を設けること。
(二) 品種登録の対象植物は、農産物、林産物又
は水産物の生産のために栽培される植物で政
令で定めるものとする。
(三) 品種の育成をした者又はその承継人は、品
種登録の出願をすることができることとする
こと。

(四) 品種登録の要件については、出願品種が品
種の要件である類似性及び区別性を有するこ
ととし、その植物体が譲渡されていないこと

等とすること。

四 登録品種については、品種登録者の許諾を得なければ業として次の行為をしてはならないこととすること。

1 登録品種の種苗を業として有償で譲渡し又はその目的で生産し、輸入すること。

2 通常種苗以外のものとされる植物体の一部を利用して容易に繁殖する植物体の一部を繁殖させて得た植物体を業として有償譲渡すること。

3 登録固定品種と他の固定品種を交雑させて得た交雑品種の種子等を業として有償譲渡し又はその目的で生産し、輸入すること。

四 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要であるときは、その生産、調整、保管又は包装につき種苗業者等が遵守することが望ましい基準を定めるものとする。

二 議案の修正議決理由
農林水産植物の育種の振興及び種苗の国際交流の円滑化並びに種苗の流通の適正化を図る措置として、本案の趣旨はおおむね妥当と認める

が、種苗の集取に関する現行法の規定を復活させること及び「指定種苗の生産等に関する基準」の規定中「遵守することが望ましい基準」を「遵守すべき基準」に改めるとともにその基準を遵守すべき措置として「勧告及び公表」の規定を新たに設けること等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和三十二年六月一日
農林水産委員長 中尾 栄一
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕
(小字及び一は修正)
第一条及び第一条の二を次のように改める。

第一条 この法律は、指定種苗の表示に関する規制、○新品種の保護のための品種登録に関する制度等について定めることにより、種苗の流通の適正化と品種の育成の振興を図り、もつて農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

第一条の二 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定めるものをいう。
この法律において「種苗」とは、植物体(農林水産植物の個体をいう。以下同じ。)の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいい、「指定種苗」とは、種苗(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆及び林業の用に供される樹木の種苗を除く。)のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、種木、台木又は種菌で品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

この法律において「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。
この法律において「固定品種」とは、同一の繁殖の段階及び異なる繁殖の段階に属する植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体のすべてをいい、「交雑品種」とは、一の固定品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体の

(定義)

第一条の二 この法律において「農林水産植物」とは、農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定めるものをいう。
この法律において「種苗」とは、植物体(農林水産植物の個体をいう。以下同じ。)の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいい、「指定種苗」とは、種苗(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆及び林業の用に供される樹木の種苗を除く。)のうち、種子、孢子、茎、根、苗、苗木、種木、台木又は種菌で品質の識別を容易にするため販売に際して一定の事項を表示する必要があるものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

この法律において「種苗業者」とは、指定種苗の販売を業とする者をいう。
この法律において「固定品種」とは、同一の繁殖の段階及び異なる繁殖の段階に属する植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体のすべてをいい、「交雑品種」とは、一の固定品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる植物体のすべてが次に掲げる要件を満たす場合におけるその植物体の

すべてをいい、「品種」とは、固定品種及び交雑品種をいう。
一 重要な形質に係る特性(以下単に「特性」という。)において十分に類似していること。
二 一又は二以上の特性によつて他の植物体と明確に区別されること。

農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産植物について農林水産省令で定める区分ごとに、前項第一号の重要な形質を定め、これを公示するものとする。
第四条及び第五条を削り、第六条に見出しとして「(指定種苗についての命令)」に付し、同条中「第三条を「前条」に、「同条の規定による表示の変更」を「同条第一項各号に掲げる事項を表示し、若しくは当該事項の表示を変更すべき旨」に、「保証種苗」を「指定種苗」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定種苗の生産等に関する基準)
第五条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があるとき認めるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守することが望ましい基準

を定めるものとする。

昭和五十三年六月二日 衆議院会議録第三十五号

農産種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

準を定め、これを公表するものとする。

農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、これらの者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができ、

農林水産大臣は、前項の勧告に従わない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができ、

(指定種苗の集取)

第五条の二 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(報告の徴収等)

第六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要なる限度において、種苗業者に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができ、

第十二条の次に次の十一條を加える。

(出願日に関する特例)

第十二条の二 特定国に対する第七條第一項の出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人が特定国出願のうち最

先の出願をした日(以下「特定国への出願日」という。)の翌日から一年以内当該特定国出願に係る品種につき同項の出願をした場合には、その出願は、第十一條の規定の適用については、特定国への出願日にされたものとみなす。

(出願品種の審査)

第十二条の三 農林水産大臣は、出願者に対し出願品種の審査のために必要な資料の提出を求めることができる。

農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たつては、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を關係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

(品種登録)

第十二条の四 農林水産大臣は、第七條第一項の出願がこの法律及びこの法律に基づく命令に規定する要件を満たすものであると認めるときは、品種登録をしなければならない。

品種登録の有効期間は、十五年(第十條第二

項に規定する品種にあつては、十八年)とする。

品種登録簿は、品種登録簿に品種の名称、植物体の特性、有効期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所その他農林水産省令で定める事項を記載してするものとする。

農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

(品種登録の効力)

第十二条の五 品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)の植物体の全部又は一部については、当該登録品種について品種登録を受けている者(以下「品種登録者」という。)以外の者は、業として次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該登録品種の植物体の全部又は一部を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡する目的をもつて、生産し、若しくは輸入すること。

二 当該登録品種が、通常種苗以外のものとき、

て容易に繁殖する農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する場合にあつては、当該植物体の一部を繁殖させて得られる植物体の全部又は一部を有償で譲渡すること(前号に掲げる行為を除く。)

三 当該登録品種が固定品種である場合にあつては、当該登録品種の植物体と他の固定品種の植物体を交雑させて得られる種子又は胞子を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡する目的をもつて、生産し、若しくは輸入すること。

次の各号に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、業として当該各号に定める行為をすることができ、

一 品種登録者から前項各号に掲げる行為をすることを許諾(その許諾の後に品種登録者の名義の変更(相続その他の一般承継による場合を除く。)があつた場合に於ては、農林水産省令で定めるところにより品種登録簿に記載された許諾に限る。)を得た者
当該許諾の内容に従つてする同項各号に掲げる行為

二 登録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種と同一の品種の育成をした者 前項各号に掲げる行為

三 交雑品種の植物体を得るために交雑させる植物体が属する固定品種(以下「親品種」という。)についての品種登録者 当該交雑品種で品種登録を受けているものの植物体の全部又は一部についてする前項第一号に掲げる行為

四 交雑品種についての品種登録者で当該交雑品種につきその親品種よりも先に品種登録を受けたもの 当該親品種で品種登録を受けているものの植物体についてする当該交雑品種に係る前項第三号に掲げる行為

五 登録品種の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者で当該特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産するもの 当該植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

六 前号の特許権の消滅後において同号の特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産する者 当該植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

七 従業者等又はその承継人が職務育成品種についての品種登録を受けている場合におけるその従業者等に係る使用者等又はその一般承継人 当該職務育成品種の植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

八 次に掲げる植物体の全部又は一部を種苗として譲り受けた者 当該譲受けに係る植物体の全部又は一部を○種苗として、有償で譲渡し、又は有償で譲渡する旨の申出をするこ
○、その数を増加させることなど。

イ 品種登録者が業として有償で譲渡した植物体の全部又は一部

ロ 第十二条の八第六項に規定する規定を受けた者が当該規定で定めるところにより有償で譲渡した植物体の全部又は一部

ハ 前各号に掲げる者が業としてする当該各号に定める行為により譲渡された植物体の全部又は一部

品種登録者は、登録品種の植物体の全部又は一部につき第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為をやめるべきことを請求することができる。ただし、損害賠償を請求することを妨げない。

(品種名称の使用制限)

第十二条の六 登録品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称以外の名称を使用してはならない。

登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。
(品種登録者の名義の変更)

第十二条の七 品種登録者の名義は、相続その他の事由により変更することができる。

品種登録者の名義の変更は、相続その他の一般承継による場合を除き、品種登録簿に登録しなければ、その効力を生じない。

第九条第二項の規定は、相続その他の一般承継による品種登録者の名義の変更について準用する。
(裁定)

第十二条の八 登録品種の植物体の全部若しくは一部につき第十二条の五第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為が継続して二年以上適当にされていないとき、又は当該行為がされること

が公共の利益のため特に必要であるときは、当該登録品種の植物体の全部又は一部につき業として当該行為をしようとする者は、当該登録品種についての品種登録者に対し当該行為をすることを許諾につき協議を求めることができる。

前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同項に規定する者は、農林水産大臣の裁定を申請することができる。

農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を当該申請に係る品種登録者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

農林水産大臣は、登録品種の植物体の全部又は一部につき第十二条の五第一項第一号又は第三号に掲げる行為がされること公共の利益のため特に必要である場合を除き、当該行為が適当にされていないことについて正当な理由がある場合は、当該行為をすることについての許諾をすべき旨の裁定をしてはならない。

農林水産大臣は、第二項の裁定をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければ

ばならない。

第十二条の五第一項第一号又は第三号に掲げる行為をすることについての許諾をすべき旨の規定においては、第二項の規定による申請をした者がすることができる当該行為の内容並びに対価及びその支払の方法を定めなければならない。

農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

前項の規定により第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(登録品種の調査)

第十二条の九 農林水産大臣は、登録品種の植物の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、品種登録者に対し登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を求めることができる。

農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。

(品種登録の取消し)

第十二条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消さなければならない。

- 一 登録品種の植物体の特性が品種登録をした時における植物体の特性と異なることとなつたことが判明したとき。
- 二 品種登録者が第十二条の十二第四項又は第五項の期間内に各年分の登録料を納付しないとき。

農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消すことができる。

- 一 第七条第一項の出願がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する要件を満たしていないかつたことが判明したとき。
- 二 品種登録者が、正当な理由がないのに、前条第一項の規定により提出を求められた資料を提出せず、又は同条第二項の規定による現地調査を拒んだとき。

農林水産大臣は、第一項第一号又は前項の規定による品種登録の取消しをしようとするときは、当該品種登録に係る品種登録者に対し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

ない。

農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による品種登録の取消しをしたときは、その旨を、当該品種登録に係る品種登録者に通知するとともに、公示しなければならない。

(品種登録の消除等)

第十二条の十一 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録簿につき、品種登録を消除しなければならない。

- 一 第十二条の四第二項の有効期間が満了したとき。
- 二 前条第一項又は第二項の規定により品種登録を取り消したとき。
- 三 品種登録者が存在しなくなつたとき。

この法律に定めるもののほか、品種登録及び品種登録簿に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(出願料及び登録料)

第十二条の十二 品種登録の出願者は、一件につき三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

品種登録者は、第十二条の四第二項に規定する十五年又は十八年の各年について、一件ごとに、五万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

前二項の規定は、これらの規定により出願料又は登録料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

第二項の規定による第一年分の登録料は、第十二条の四第四項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

第二項の規定による第二以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

第十四条中「左の」を「次の」に、「二万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「怠り」を「せず」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第五条」を「第六条」に、「怠り」を「せず」に改め、同条を同条第二号とする。

第十五条中「第十三条又は前条第一号若しくは第三号」を「第十三条第一項、第十三条の二又は前条」に、「外」を「ほか」に改める。

〔別紙〕

農産種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、優秀な新品種の育成と良質な種苗の流通が農林水産業の振興の基本であり、その果たす

役割の重要性にかんがみ、左記事項に十分留意して本法の施行に当たるべきである。

記

一 品種登録制度は、品種の「優秀性」を登録要件とはしていないが、育成者の保護を通じて優秀な新品種の育成を図ることが本制度の趣旨であることにかんがみ、制度の施行に当たっては、その趣旨を周知徹底させるとともに、必要に応じ優秀品種の普及奨励のための措置を講ずること。

二 育成者の保護の強化に伴い、許諾料及び種苗費が不当に値上がりすることのないよう適切な指導を行うこと。

三 種苗の国際交流の円滑化を図るため、本法施行後「植物の新品種の保護に関する国際条約」にわが国の意見を反映させつつ、加盟実現に努めること。

四 国及び地方公共団体が行う育種については、試験研究体制の充実とこれに要する予算の確保を図り、併せて育成者に対する報奨等の優遇措置を講ずること。

五 民間における職務育成品種の出願等に関しては、従業者の地位が不当に害されることのない

よう十全の指導を行うこと。

六 民間の個人による育種が農業の発展に寄与してきたこれまでの功績を評価し、国としてもその助長に努めるとともに、無性繁殖等の新品種については、品種登録者の許諾なく不当に増殖販売されることのないよう制度の趣旨徹底、運営の適正化に努めること。

七 出願品種の審査等が迅速かつ適正に行えるよう必要な体制の整備及び所要の予算措置を講ずること。

八 農業資材審議会の委員の任命に当たっては、本制度の適正な運営が確保されるよう十分配慮すること。

九 良質の種苗の生産、流通を確保するため、種苗検査の厳正な実施に当たるとともに、種苗業者等が遵守すべき基準の適切な運用を図ること。

また、良質な種苗の生産のための採種事業の育成確保について適切な措置を講ずること。右決議する。

衆議院会議録第三十四号中正誤

ページ 段 行 誤

二〇六 三 元 両合計

正 両合計

昭和五十三年六月二日 衆議院会議録第三十五号

農産種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十三年六月二日 衆議院會議録第三十五号

一一六二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)

107